会議録

令和5年第4回更別村議会定例会

第2日 (令和5年12月14日)

◎議事日程(第2日)

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第88号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 意見書案第6号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の件
- 第 5 村政に関する一般質問
- 第 6 議員の派遣の件
- 第 7 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員(8名)

議長	8番	織	田	忠	司	副議長	7番	髙	木	修	_
	1番	太	田	綱	基		2番	安	村	敏	博
	3番	斎	藤		憲		4番	尾	立	要	子
	5番	小	谷	文	子		6番	荻	原		正

◎欠席議員(0名)

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村 長	西山		猛	副	村	長	大	野		仁
教 育 長	細川		徹	代表	監査	委員	笠	原	幸	宏
総務課長	末田	晃	啓	総系	ち 課 参	多事	小	寺		誠
企画政策課長	本 内	秀	明	企 参	画政第	き 課 事	今	野	雅	裕
産業課長	髙橋	祐	<u>-</u>		生活語 十管 理		小里	予寺	達	弥
建設水道課長	石 川		亮	保健	福祉	課長	新	関		保
子育て応援 課 長	酒 井	智	寛	診療	所事	务長	岡	田	昌	展
教育委員会教育次長	伊東	秀	行		校 給		小	林	浩	
農業委員会事務局長	川上	祐	明							

◎職務のため出席した議会事務局職員

 事務局長 佐藤敬貴
 書記 村田弘治

 書 記 山角竹志

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

- ◎日程第1 会議録署名議員指名の件
- ○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、尾立さん、5番、 小谷さんを指名いたします。

- ◎日程第2 議会運営委員長報告
- ○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。 第4回村議会定例会の追加案件に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12 月14日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について 慎重に協議いたしました。

追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、12月15日までの 5日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長の報告に対する質疑は省略いたします。

- ◎日程第3 議案第88号
- ○議 長 日程第3、議案第88号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第88号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件であります。 更別村手数料条例(平成12年更別村条例第20号)の一部を改正する条例を別紙のとおり 制定するものであります。

1の理由といたしまして、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)及び地

方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第347号)の 施行に伴い関連する条文を改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、別表(第2条関係)に定める事由につきまして所要の 改正を行うものであります。

(2)、その他関係法令との整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

- ○議 長 小野寺住民生活課長。
- 〇住民生活課長 それでは、更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律に伴うものになっておりますが、現在の社会保障手続においては、社会保障の確認のため戸籍謄抄本の添付が必要になっていること、また、その戸籍謄抄本の請求は本籍地の市区町村のみに限られていることが課題となっていたところであります。法務省では、その対応策としまして、既存の戸籍副本データ管理システムの活用、発展をさせた新システムの構築、広域交付制度に伴いそのデータの提供を各市区町村にて可能とするものであります。これによりまして本籍地以外の市区町村においても市区町村のデータが参照できるため、戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付が不要となり、さらに本人や父母等の戸籍証明書について本籍地以外の市区町村窓口でもその請求が可能となるため、その手続の事由について改正を行っております。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。更別村手数料条例第2条の別表における手数料事由の改正となります。別表の1ですが、本籍地以外の市区町村窓口でも証明書の請求を可能とするため、改正後は下線部のとおり「、第120条の2第1項」を加え、また「戸籍証明書の交付手数料」に改めるものでございます。

3ですが、1と同様に本籍地以外の市区町村の窓口でも証明書の請求を可能とするため、現行の下線部「第1項」を削り、また改正後の下線部のとおり「、第120条の2第1項」を加え、次のページをお開きください。「除籍証明書の交付手数料」に改めるものであります。

次に、5ですが、本籍地以外の市区町村において法務省の新システムを利用して本籍地以外の市区町村データを参照できることとなり、戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付を不要とさせるため、現行の下線部のとおり「戸籍法」を改正後は「同法」に改め、また「の交付手数料」を「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」に改めるものでございます。

6ですが、5と同様ですけれども、本籍地以外の市区町村において法務省の新システムを利用して本籍地以外の市区町村データを参照、閲覧できるため、現行の下線部のとおり「手数料」を改正後は「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表

示したものを閲覧に供する事務手数料」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。附則第1項ですが、この条例は、令和6年3月1日から 適用するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第88号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第6号

○議 長 日程第4、意見書案第6号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提案理由を申 し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、冤罪被害者の人権救済は我が国にとってはもちろん、地方自治体にとっても重要な課題です。冤罪被害者を救済するための制度として再審がありますが、その手続を定めた法律には再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられております。公平性が損なわれています。

また、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、 これを開示させる仕組みが必要ですが、現行法にはそのことを定めた明文の規定がないた め、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠であります。

しかし、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いで

おり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられております。再審開始決定がなされたのであれば速やかに再審公判に移行すべきであり、再審開始決定という言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではありません。

よって、国において、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定(再審法)を速やかに 改正するよう求めることから、別紙意見書を太田議員、安村議員、斎藤議員、尾立議員、 小谷議員、髙木議員の賛成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

討論の発言を許します。

これから意見書案第6号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 村政に関する一般質問

○議 長 日程第5、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に沿って村長に一般質問をさせていただきます。

質問事項は、障害のある方の住まいの場の検討状況についてであります。令和5年10月1日現在の更別村人口は3,132人です。村では、第6期総合計画後期見直し計画をはじめ、地域福祉計画、いきいきふれあい計画など、行政と全ての村民が共に目指すべき姿を定めており、障害のある方についてはいきいきふれあい計画において自らの選択によりこの村での生活が継続可能な共生社会を目指す内容です。また、同計画のアンケートでは、障害のある方のご家族、ご本人から村に住み続けたい意向はあるものの、課題として健康状態、将来を見据えた仕事と雇用の場、暮らしの場、そして何よりも地域が理解を深めることとの実情が示されているのです。村は、平成18年策定のリラクタウン構想から平成31年にC

CRCへと障害者支援の再構築と地域共生拠点の整備、令和2年の実施計画では障害のある方の住まいの場の整備が掲げられ、現在まで着手できないまま経過したものの、整備については前向きに検討されているとのお話を伺いました。これらを踏まえまして質問いたします。

- 1、当初グループホームとの計画でしたが、前向きな検討の進捗状況を村長にお伺いいたします。
- 2、実際に住まいの場が着手されるならば、その時期・場所・運営等、どのような方法 をお考えなのか、村長の見解をお伺いいたします。
- 3、住まいの場と仕事や雇用の場は関係するものと考えますが、今後に向けた村長の見解をお伺いしたいと存じます。お願いいたします。
- ○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さんの障害のある方の住まいの場の検討状況についてのご質問にお答えをいたします。

平成18年9月策定のリラクタウン構想計画書に基づき、平成20年8月、地域密着型介護老人施設、小規模多機能型居宅介護事業所コムニの里さらべつを開設、その後、当初の構想では平成21年に障害者通所授産施設と障害者グループホームを開設する予定としておりましたが、当時の国における情勢が不透明なことや他市町村の視察を行ったことで、早急な施設整備より、まずは個々の特性やニーズを把握することに重点を置いた関わりを持つ場所の検討を行うことになり、平成23年7月に更別村日中活動支援事業サッチャル館を開始しております。平成29年1月には、社会福祉法人による障害者自立支援訓練生活支援施設、栽培農園、及び、障害者グループホームの整備が正式に断念することとなったことから、計画の一部見直しを行い、グループホームは村内に何らの形で整備できるよう検討を進める方向とし、地域触れ合い施設の整備につきましても村の施設として施設規模、持たせる機能に関し再検討、老朽化が激しい厳しいサッチャル館の移行も検討されました。

継続課題となっておりましたリラクタウン構想再構築のため、平成31年3月にさらべつ版生涯活躍のまち、CCRC構想でありますけれども、基本構想、基本計画を策定、その後に見直しを行った実施計画におきましては、障害者の住まいの場の整備につきまして検討を進めることになりました。そのため関係機関、団体で構成されている更別村自立支援協議会におきまして障害者グループホームの現状と課題につきまして勉強会、他市町村に完成した障害者地域生活支援センターと福祉ホームの視察を行うなど、協議・検討を重ねた結果、グループホームという形にこだわらず、体験入所や緊急時の受入れを可能とした住まいの場、障害者の自立した生活を推進する施設とする方向となったところであります。

ご質問の1点目であります。進捗状況でありますが、障害をお持ちの方の住まいの場として、生活支援事業、福祉ホームとして整備することと考えております。障害者総合支援法による福祉ホームとは、住居を必要としている人に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う施設と定義されております。

ご質問の2でありますが、その時期、場所、運営等、どのような方法で行うのかですが、 現時点での計画では令和6年度実施設計、令和7年度建設工事、令和8年度供用開始とす る予定で考えております。場所につきましては、リラクタウン構想の再構築の観点から、 福祉の里エリアや老人保健福祉センター周辺を含むリラクタウン構想エリアを候補地とし て現在は検討しております。運営等につきましては、村の施設として設置予定であり、老 朽化が著しいサッチャル館の移行も視野に入れて、事業運営を委託することで検討してお ります。建設場所や事業運営委託につきましては、現在協議中でありますので、それぞれ の協議が調いましたら改めて議会にご報告、村民の皆様にご報告をさせていただきたいと いうふうに思います。

なお、令和6年度実施設計を行う際には、自立支援協議会や各関係団体など幅広くご意 見をいただく機会を設ける予定であります。

ご質問の3でありますが、住まいの場と仕事や雇用の場の関係につきましては、ご指摘のとおりであります。継続課題であります。平成30年4月から就労継続支援B型施設クローバーモアが開設されて、福祉の里温泉ロビーで実施のコミュニティカフェゆーゆも施設外就労として定期的に参加をしています。クローバーモア利用者に限らず、コミュニティカフェでの就労経験を積むことにより、次のステップや村内の企業等での障害者の受入れにつながることが期待をされております。

いずれにいたしましても、障害をお持ちの方々の雇用の場は今後も継続した課題であり、そのためには村内の企業等のご理解も得ながら、引き続き検討を重ねていくことが重要となっております。福祉ホーム整備がゴールではありませんので、障害をお持ちの方が住み慣れた土地で安心して生活できるよう住みたい、住み続けたいまち更別の実現に向けて、鋭意取り組んでまいる所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 ただいま村長からご答弁いただきました。村長に再質問をさせていただきたいと思います。

最初の構想から考えますとこれまで17年間実現に至らなかった障害のある方の住まいの場につきましては、村長から地域生活支援事業、福祉ホームとして整備をすることとしているとの答弁をいただきました。大変喜ばしい新たなステップだと理解したところではございます。村としても熟慮がなされ、関係機関、そして各団体から更別村自立支援協議会におかれましても協議・検討を重ねられましたことは、前進のあかしであると私も受け止めているところでございます。

現在までの国の障害者福祉制度では、平成15年に障害のある方の自己決定権や選択を重視した支援費制度への移行、平成18年には障害者自立支援法が施行され、見直し後の平成25年より障害者総合支援法の施行、同平成25年には障害者差別解消法や障害者の雇用促進に関する法律、翌26年には障害者の権利に関する条約を批准し、法制度等の整備が進んで

きたという少々経緯を述べさせていただきました。

さて、過去に、今までにおきまして全員協議会の障害のある方の住まいの場についての 説明では、令和2年のアンケート調査によるものでありますが、18歳以上障害者手帳保持 者の援助者に対してなるべく早くすぐにグループホーム等で暮らしてほしいか、との問い に、すぐ住まいとして利用されたいという方は少人数でありました。一方で、15歳以上障 害者手帳保持者ご本人へあなたを手助けしてくれる方がいなくなった、またはあなたが自 立を希望する場合も含みます、この場合どのような住居で暮らしたいと思うか、の問いに、 一人暮らしが約50%、障害者グループホームと障害者支援施設合わせまして、おおよそで すけれども、30%であったこと。つまり、このアンケート結果からも住まいの場のニーズ は必要性を意味していることが分かります。しかしながら、切実な声といたしましては、 親の介護は、例えば子どもが見て終えられる。自分の子どもを最後まで見ることはできな いと。自立と共生社会で生きるすべを私たちも見過ごしてはなりません。こんなお話も伺 いました。障害のある方の親亡き後を見据え、今までも住み慣れたこの更別村で住み続け られる住まいの場は必要なのだよと。他方で私ども議員とすれば、当初からグループホー ム等の想定でしたから、いわゆる住まいの場の建設に公設着手と仮定したならば、民間事 業者が運営の場合に仮に利用者が少ない場合には、年間かなりの金額が村側に発生するな どのお話があったのも事実であります。

ただいま以前からの懸念材料を申し上げましたが、先ほども村長から少し福祉ホームの 内容お話をいただきましたけれども、今般、この福祉ホームとのお話でありますので、こ の懸念につきましてお答えいただけたらと存じます。

次に、住まいの場と仕事や雇用の場の関係は、継続課題とのお答えでありました。現在、 先ほどお話あったかと思いますが、就労継続支援B型のクローバーモアですとか、当初は トライアルカフェ、令和2年11月だったでしょうか、就労支援といたしましてカフェゆー ゆがあります。日中活動支援事業のサッチャル館、集いの場ということで、新施設になれ ば移行予定というお話もいただきました。また、計画相談支援といたしましては、更別村 相談支援事業所、保健福祉課が担っているということでございます。これらで就労経験を 積むことで、お話にありましたとおり、次のステップアップや村内企業での障害のある方 の受入れにつながることが期待されるとありました。まさにこれはそのとおりでございま す。その方一人一人の特性を生かした生きがいや働きがいのある仕事、そしてその働きや すさと自立に向けまして自身が求めるところの住まいと暮らしの安定にもつながるわけで あります。そうあってほしいものですし、そう願いたいです。

国では、障害者雇用促進法といたしまして労働者に対する対象障害者の割合基準がございます。一定規模以上の企業において、私が言うまでもございませんが、令和5年度の障害者雇用率は2.3%で据置き、令和6年度から2.5%、令和8年度からは2.7%へと段階的に引き上げるということであります。ちなみに、国、地方公共団体等では3.0%、教育委員会では2.9%、一方帯広公共職業安定所によれば2022年の十勝管内障害者雇用状況、6月1日

現在であります。さきに申し上げました法定雇用率2.3%を達成した民間企業は、50.4%ということでございます。

ただいま申し述べました国としての考え、また十勝での実情でありますが、更別村において今後に向けて事業所の受入れ態勢、障害のある方の理解とその事業所の規模にももちろんよるところはあると思いますが、可能な体制であるならばジョブコーチと呼ばれる職場適応援助者による支援事業もあるとお伺いもいたしております。

まとめます。地域生活支援事業、福祉ホームとして整備することがグループホームの考えから移行し、適当であるとの判断されたこと、そして申し上げました先ほどの懸念材料に対してのお考え、住まいの場と雇用の場の在り方について再度質問をいたします。

○議 長 西山村長。

長 今、小谷議員さんの2点にわたってのご質問がありました。1点目の懸念で ○村 ありますけれども、私も村長になったときから障害者のB型就労支援の施設も村内にはな かったわけです。これについて、もちろん働くA型もなかったということで、当時、リラ クタウン構想等でありましたけれども、なかなかそれが前に進んでいない状況でありまし て、判断として難しい、グループホームも含めて、というような判断をされていました。 私は、村長に一番最初に立起した公約として、産み、そして育ち、そして住み慣れた土地 で、障害を持つ人も持たない人も含めてそうですけれども、やっぱりそういうことで安心 して生活できる場を提供しなければならない。特に障害を持った方については、今、お話 ありましたようにいつまでも保護者の方、親御さんが生存していることはありません。も し親御さんが亡くなったときにこの子たちはどうするかということは、本当に親御さん、 保護者から見れば大変心配な状況であると思います。やっぱり働く場所と、そして住む場 所、支援を受ける場所がなくては、これは本当に困難を抱えた、あるいは障害を持った方々 が安心して暮らせるまちにはならないというふうに思っています。それはやっぱり行政の 責任であります。そこをしっかりやっていかなければいけないということでありました。 令和4年、令和5年、そしてこれまでの自立支援協議会の議事録も全部目を通させていた だきました。非常にきめの細かい議論がなされておりますし、いろんなアイデアも出され ております。ただ、その中でもいろんな代表の方々、もちろん保護者の方も来ていますし、 関係団体の方も来ていますけれども、やっぱりそういう場所がないということで、村に安 心して預けることはできない。ほかの道外・管外のところに預かって、預かってと言った ら語弊ありますけれども、そこで居場所を本当についの場所も含めて求めている方もいら っしゃるということで、やっぱりそこの整備は大変遅れているのではないかというご指摘 もありました。

また、村長は最初に公約に出したのに、なかなかそういう進みが見えてこなかった。決して議論していなかったわけではありませんけれども、やっとここにきていろんな自立支援協議会の協議、あるいはCCRCの見直し、そして最終的な総括も、また安村議員さん質問されますけれども、その中でも触れてありますけれども、その部分についてはしっか

りつくっていこうということでなっております。私はそこら辺については非常に責任を感じておりますし、村長在任中にぜひともこの住まいの場所は実現したいというふうに考えております。

喫緊で、今年の8月24日の協議会に自立支援協議会の資料として保健福祉課から出させ てもらった資料、これは今までの経過等々を含めて、できていないところも含めてまとめ てあります。その中で、福祉ホームの観点ですけれども、目的としては、障害を持つ方の 親亡き後、先ほど小谷議員さんもおっしゃいました。親亡き後を見据え、住み慣れた地域 で安心して生活できるよう自立や地域移行を進める拠点を整備するということにしており ます。村の障害者支援の現状でありますけれども、身体障害者手帳139名、60歳以上はその うち121名、療育手帳33名、60歳以上4名、施設入所者、障害者グループホームも含みます けれども、10名です。障害者の精神障害者保健福祉手帳は31名、60歳以上9名であります。 だから、かなりの方が困難を抱えながら生活したり、他の場所にそういう場所を求めてと いう現状があります。それに対して村の支援の現状はどうなっているかといいますと、障 害者福祉サービス事業所におきましては、居宅介護事業所コムニの里さらべつ、居宅介護、 重度訪問介護、同行援護ということでやっていただいております。クローバーモア、就労 継続支援B型、これもこの間も行きましたけれども、ちょこちょこのぞきますけれども、 かなりたくさんの方が、今、また今年も増えられて、いっぱいになっております。という ことで、次の段階にぜひとも進めていきたいな、というようなことを思っています。就労 支援、カフェゆーゆ、これについてはCCRCを継続して社会福祉協議会が中心となって、 そういう形でカフェを、食事の提供等をしていただいております。更別村相談支援事業所、 保健福祉課、計画相談支援等も行っておりますし、日中活動支援事業ということでサッチ ャル館が集いの場としてしっかりやっていただいております。

これまでの検討結果ですけれども、先ほどの答弁の中にも述べさせていただきました。 平成18年に策定したリラクタウン構想、そこにはやっぱり障害者の自立支援訓練、生活支 援施設も含まれていたのです、当初は。それが平成21年、通所授産施設と障害者グループ ホームを開始する予定としていたが、先ほど断念したといいますか、諸所の事情があって 関わりを持つ場所、いわゆるサッチャル館等に移行していった。そこからまた数年をかけ て検討していくわけですけれども、23年にサッチャル館ということで実現する、実施する 運びとなったと。平成31年にCCRCということで、令和2年3月に再策定をされました 実施計画においてそれらが盛り込まれて、自立支援協議会等で視察を行うなど検討を重ね てきました。

これまでの検討の経過ですけれども、住まいの場の形の検討については、見守りがあれば自立して生活できる障害者も多いのではないかと。体験や短期入所、援助者の病気等による緊急時の受入れができる施設でなければならない。あるいは、家族以外の他人との共同生活に適応できない障害者への配慮もしなければいけない。地域のつながりを持った施設にしなければならない。よって、障害者グループホームという形にこだわらず、いろい

ろ法的な厳しい規定もあるので、なかなか難しいのですけれども、体験入所や緊急時の受 入れを可能とした住まいの場、障害者の自立した生活を推進する施設ということであれば、 更別版福祉ホームの建設を目指すという方向にしたほうがいいのではないか、ということ に今の経過でなっています。更別版の福祉ホームの機能としては、日中活動支援事業、い わゆるサッチャル館を老朽化していますので、今度新設する福祉ホームには機能をそこに 加えまして、そこで日中支援活動ができるように移行したいというふうに、新築の福祉ホ ームの中で継続したい、というふうに思っています。障害者の個々の生活を尊重し、自立 を目指す、これは個室型がいいだろう、ということで考えております。体験短期入所、緊 急時の受入れの実施も行う。緊急に見ていただく方がいなくなったときに、見守りも含め てそこに駆け込めるというふうなところも必要であるというふうに考えています。地域の 交流の場の施設であるということで、サッチャル館についてはここでるる説明は省きます けれども、施設の概要としては、今、おおむね考えているのは全室個室、バス、トイレ、 ミニキッチンなどを配置、食堂については朝食・夕食の提供をしていければいい。厨房は サッチャル館事業にも使いたいと。世話人といいますか、そういう方を配置したい。緊急 通報システムの設置も行う。さらには、インターネット回線、Wi-Fiの整備も行うとい うことで考えております。今、アンケートを実施して集計している段階で、今日お示しす ることはできませんけれども、10月中にアンケート集計、そして、個室数の決定等をその 中でちょっと検討しながら、今月ですけれども、自立支援協議会を再度開催をいたします。 そして、来年度設計を委託します。そして、令和7年度に建設をして入居、サッチャル館 の稼働をしたいということで、スピード感を持ってやっていきたいというふうに思います。 2点目の部分ですけれども、B型は何とかできて、たくさんの方が来ておりますけれど も、やっぱり最終的にはA型です。このまちで、更別村で障害者の方が安心して暮らせる ということは、生活に見合うだけの収入があって、そして住まいがあって、本当に支援が 必要な人は支援をしていただける人がいるということです。終極の目標は働く場所なので す。だから、そこが村にないと本当に駄目だと思うのです。芽室は、前の宮西町長が本当 1,000か所ぐらい歩いたというふうに言われて、私もそういうふうにお話を聞いたことが、 おまえも本当に真剣になって足でいろいろ通って、そして村に来てもらうのだったらそう いう事業所さんを誘致する、あるいは、今、ある企業さんに、村の企業さん、商工業者の 皆さんに障害者雇用を何とか進めてもらう、そういうことを真剣に本当に目の色変えてや らないと駄目なのだ、というようなことも言われております。私も究極は住まいの場所を 提供し、そしてA型、働く場所、そして生活できるだけの収入を得られる、そういう場所 をこの場につくっていくということが行政の本当に責務であるというふうに考えています し、村民の皆さんに約束した以上、私はこの職責をしっかり果たしたいというふうに考え ていますので、ちょっと長くなりましたけれども、小谷議員さんの経過等を含めまして今

以上であります。

の段階の現状、そして課題、そして展望について述べさせていただきました。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 村長から心意気といいますか、やるのだというお話をいただき、もちろ ん伝わってはまいりました。しかしながら、私ども、検討中のところもあるというふうに おっしゃっておられましたとおり、議員といたしましては知らないことも多々ございまし て、ではなぜこの質問に至ったかということでありますけれども、いろんなアンケートの 結果等は以前から拝見もしていますし、いろんな声も聞かせていただいております。この 議員の中でもいろんな声をいただいていることだと思います。なおかつ、やはり子どもも 成長し、大きくなる。大人になる、成人になる。ということは、私たちもそうですけれど も、親も、大人も順次同じように年が増えていく。そうなると、先ほど村長もおっしゃい ましたし、私も申し上げたのですけれども、必ず人は生まれ、必ずいずれ消え去っていく わけでありますので、そうなったことをだんだんとひしひしと感じられる方が、自分たち もそうですけれども、やっぱり障害をお持ちの方の親御さん、親の身になってみれば切実 な思いが伝わってきまして、ほかにも更別村に造ると言っていたけれども、いつになるの ですかと。そういったことから、私どもの認識ではグループホームというものがこの頭の 中に大きく描かれておりまして、人数がアンケートでは少なかったり、それから巨額のお 金が少ない場合にはかかる、負担しなければならない。これではどうやって運営していく のかというのがもともとにあったものですから、今般、このような住まいの場の検討状況 と、そして大変失礼ではあったかもしれませんが、お金がかかると言っていたけれども、 村長はどういうふうなお考えをしておられるのですかという質問をしたところでございま す。

私のところでも、個人的なことですけれども、多分、今でいう農福連携の始まりだったなと思いますが、施設からいろいろ経緯ございましてお願いされてといいますか、ご縁ありまして、一緒に何十年も生活した経緯がございますので、少しでしたら私も分かるような気がいたしております。最後3回目の質問となりました。繰り返しとなりますけれども、障害のある方の住まいの場として自立した生活を推進する施設での福祉ホーム、この整備とのお答えでございました。リラクタウン構想の再構築の観点、リラクタウン構想エリアでの候補地、検討、協議中とのことでございます。しかしながら、このリラクタウン構想において当時、移住・定住希望の方もおられたわけですから、村長のこの点につきましてもしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

私が最後に申し上げたいのは、何事も産みの苦しみが伴いますし、令和8年度施設供用開始の予定も伺いました。その後の継続につきましてがやはり一番心配されるところでございます。るる、今、お聞きいたしまして、不安材料が減ったところもあれば、本当に大丈夫かと心配するのは皆同じ気持ちがあるのではないでしょうか。どのようなスタンスで職員の方が配置され、また障害のある方や活動に対して専門的な人材であるのかと。先ほど見守りを兼ねたということでお話も伺いましたけれども、地元雇用の拡充、そして熱意ある方々が広い意味での障害者福祉であってほしいものですし、人と人をつなぐ、当たり

前のことなのですけれども、まさにコミュニケーションも大切になってくると思われます。 かくいう私も含めて、障害があってもなくても共に暮らせる持続可能な共生社会の在り方 を、おのおのが再考、考えながら、少しずつの思いやりと配慮や認識をしつつ歩みを進め ていけたらと村長のお話を聞いて思ったところでございます。

また、バリアフリー社会には心のバリアフリーも大切です。さらには、後ほど安村議員からもっと広く質問があろうかと存じますけれども、さらにはごちゃまぜの理念を基といたしまして、デジタルの利用も組み合わせ、便利に活用しつつ、この福祉ホーム整備によって今以上に暮らしの安心、安全、協働の村づくりや助け合いなど、幸福度アップに全ての村民がつながるよう、先ほど来、公約のお話が出ておりましたけれども、私もここで言おうと思っておりましたので、失礼ながら発言させていただきますけれども、障害者の就労、自立支援、生きがいと雇用の場の創設、共生社会の実現、新しい生活環境づくりへの施設整備の計画(シェアハウス)とございます。このような公約がございまして、村長に、最後になりますけれども、いろいろとお聞かせいただければ幸いに存じます。お願いいたします。

○議 長 西山村長。

長 小谷議員さん、いろいろと励ましの言葉も含めてお話承りました。思い返す と、村長になったときにB型がなくて奔走したわけですけれども、最初課長と、今、後ろ に座っておりますけれども、道のほうにも行きました。なかなか条件が合わなくて、予算 も足りなくて、再度計画を立て直して持っていって、何回も関係箇所を回ったり、国に赴 きました。やっと見えてきたというようなことで、職員にも大分迷惑をかけたのですけれ ども、本当に真剣に取り組んでくれまして、そのときにある村内の、私の教え子ではあり ませんけれども、そのときいたお子さんが大人になって帰ってきて、村長、いつになった ら私たちがそうやって働ける場所をつくってくれるのと。約束したよねと。もう1年過ぎ、 2年が過ぎようとしているよと言われました。そのときに私はいても立っていられなくな って、もうちょっと、もうちょっと待ってくれというふうな、本当に後ろめたい気持ちで ありました。ただ、B型ができて、そこに生き生きとして通ってくる姿を見て、非常にう れしく思いました。もう一事例は、なかなか外に出れなくて、家にいた子がいます。たま たま保健福祉課の保健師さんがB型のところでオープンのいろんな事業をして、そこに来 ました。そして、そのときに言った言葉が私もここで働きたいと、ここに通いたいと言っ た子がいます。そして、今は中心的な存在となって、カフェゆーゆやいろんな小物作りと か本当に楽しそうにやっている姿を見て、よかったなと思いました。

でも、お母さんやおじいちゃんやお父さん、もうかなり年齢がきています。本当にこの子たちが安心してずっとこの中で住んでいくためには、もう待ったなしの状況なのです。だから、次の段階に早く進まなければいけなかった。でも、CCRCとかいろんな部分でいろんな見直しをしてきたけれども、具体的に進めていくところで、かなり、本当に村民の皆さんに謝らなければいけないですけれども、もたもたしてきたのは事実です。だから、

もう時期が迫っているのになかなか前進ができなかった。これは反省材料です。でも、本当にうれしかったのは、今の保健福祉課の課長を中心に、それまでの課長もそうですけれども、本当に我が事として計画を必死になって関係機関と調整をしたり、ここでまだ明らかにできないこともありますけれども、そういうようなことが進んでくれば議員の皆様にも、村民の皆様にもしっかり説明をしますけれども、ご説明させていただきますけれども、やってもらっています。課挙げて、そして村挙げて、行政本当に前面に立ってこの課題を解決し、福祉ホームを造るために必死になって頑張っております。時間はありません。だから、今、計画を述べさせてもらいましたけれども、今までの反省等を含めまして、しっかりと実現していきたいと思いますし、今、デジ田もやっていますし、見守りについては人が足りなければその部分で、もちろんコミュニケーションも大事ですし、あるのですけれども、そういうような高等技術ですか、先端技術、今、使っているところもありますけれども、見守りの体制も幾分そこもカバーできてくるところもあるのではないかというようなことも見ています。ありとあらゆる手段と方法で、とにかく住める場所、親亡き後の、いない後の安定の場というのですか、その目標に従ってしっかり実現できるように不退転の決意を持って取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上であります。

- ○5番小谷議員 ありがとうございました。実現できるよう祈っております。期待します。
- ○議 長 この際、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩 午前11時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、安村さん。

○2番安村議員 それでは、議長の許可を受けましたので、通告に従いましてご質問をまずさせていただきます。

今回は、さらべつ版生涯活躍のまち、CCRC構想の事業推進、もうそろそろ総括しなければならない時期になっていますので、それについてご質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

平成31年3月に制定されましたさらべつ版生涯活躍のまち基本構想計画策定に当たっては、当時多額の予算措置を講じ、策定した経緯にございます。それがゆえ、その成果についての検証はしっかりなされるべきではないかというふうに考えます。計画の意図するところの多世代交流や関係機関の連携、多機能事業の推進が滞りなく進められているのか。住民ニーズに応え得る事業となっているのか。仮に滞っている構想、計画があるならば、今後、どのように補完していくのか明確に示すことが重要であると考えます。計画においての達成、成果が強く求められる今日にあって、住民一人ひとりに寄り添う必要かつ重要

な計画、施策であることから、事業の重要性をしっかり共有しなければなりません。それらを踏まえ、住民参画によるまちづくりへの期待も多く込められているはずです。ごちゃまぜ社会構築の実現に向け、未達成項目や早急に改善が必要と思われる事項について検証を兼ね、見解を求めさせていただきます。村長の実直なご回答を期待いたしたいというふうに思います。

基本構想、計画での展開すべき機能、主要7項目中5項目についての実施状況と現状実態の答弁をお願いしたいというふうに思います。1点目、事業運営について事業収益の確保を前提とした法人経営の現状について、2番目、移住定住対策における障害者向けグループホーム、高齢者向け住宅の整備確立について、3番目、障害者活動における次世代の人材育成の実態と現状について、4番目、児童発達支援機能付放課後等デイサービスの提供状況について、5番目、地場産品直売など直売所設置状況について、これらについての主要項目でございますけれども、ご回答いただければありがたいと思います。お願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのさらべつ版生涯活躍のまち、CCRC構想の事業推進総括に つきましてのご質問にお答えをしたいと思います。

さらべつ版生涯活躍のまち、CCRC構想計画の策定につきましては、村内各関係機関、団体で構成されるさらべつ版生涯活躍のまち構想推進協議会、及び、協議会に設置をされましたリラクタウン検討会議、アクティブシニア検討会議などにおいて多くの村民の方々に参画いただき、協議検討を積み重ねてまいりました。この協議会におきましては、継続課題となっていましたリラクタウン構想による障害者の就労の場、生活の拠点づくりや従来より推進している地域包括ケアシステム等の関連事業、総合計画など既存の各種計画との整合を図りながら、人口減少社会においても村民誰もが生涯にわたって健康で活動的な生活ができるよう基本構想等の検討を進めてまいりました。平成31年3月に基本構想策定、平成31年度には実施計画を検討予定でありましたが、各施設整備や施策実施の必要性について検討不足や各施策の担い手が未調整のものが多いこと、事業を推進するための予算の問題など多くの課題等から作業が遅れ、またこの時期には新型コロナウイルス感染症の流行など社会情勢等の変化もあり、構想策定当初から現状規模への見直しを行い、令和2年3月に実施計画を策定、事業推進を図っておりました。

ご質問の5項目につきましては、平成31年3月策定の基本構想に基づくものであります。 令和2年3月策定の実施計画時においては、構想策定当初からの現状規模への見直しを行いましたので、構想見直し後の実施計画に基づく実施状況と現状実態の答弁させていただきたいと思いますので、ご了承をよろしくお願いします。

見直し後の実施計画では、村民の誰もが安心して健康に住み続けられる村づくりをコンセプトとし、リラクタウン構想における障害者支援の再構築と既存施設を生かした地域共生拠点の整備を基本方針としております。なお、推進協議会は、その規約にさらべつ版生

涯活躍のまち構想の策定、及び、拠点施設運営の仕組みづくりをもって解散するということとなっておりましたので、令和5年2月22日開催の協議会におきましてカフェゆーゆにおけるごちゃまぜ交流の総括、CCRC5年間の総括、及び、今後の展開の2点について総括し、協議会を解散、継続問題などは保健福祉課が所管し、更別村自立支援協議会において継続して現在検討を進めております。

カフェゆーゆにおけるごちゃまぜ交流の総括についてでありますが、福祉の里温泉ロビーは、湯上がりのくつろぎの場や多目的な使用ができる場であり、その存在意義を再確認することでごちゃまぜの居場所としてスタートすることができました。人のにぎわい、活躍の場づくりとして、コミュニティカフェゆーゆは地域福祉活動を担う社会福祉協議会が運営主体となり、住民の居場所、地域住民の活躍、共生の場、困り事、心配事を相談できる場所、地域住民の見守りの場、クローバーモアの方も定期的に参加するなど、就労支援の場としてこれからも継続して事業を進めることとしています。

また、5年間のCCRC総括、及び、今後の展開についてですけれども、構想策定当初から現状規模への見直しを行っており、事業推進体制についても人口規模や地域性を考慮すると、それぞれの事業を1つの法人及び団体が単独で担って運営することは現実的ではなく、各事業者がそれぞれの強みを生かして事業を開始し、相互の連携強化により各事業を発展させることとしております。今後の展開につきましては、コミュニティカフェや地域住民の参加、協力、活躍によって運営されるものであり、住民とのコミュニケーションの場、より身近な福祉相談の場の機能も期待されます。カフェを通じてキャッチした相談事や地域課題を解決に向けて進めていく取組は、社会福祉協議会の重要な役割でもあります。また、障害者の住まいの場につきましては、グループホームという形にこだわらず、体験入所や緊急時の受入れを可能とした住まいの場、障害者の自立した生活を推進する施設とすることなどについて更別村自立支援協議会で協議を重ねております。障害者の雇用の場としてコミュニティカフェで就労経験を積むことにより、次へのステップアップや村内企業等での障害者の受入れにつながることも期待されます。

リラクタウン構想の再構築を目的に協議検討を重ねてきたさらべつ版生涯活躍のまち構想につきましては、多くの村民の方々に参画いただいておりました。これからも住民参画によるまちづくり、村民の誰もが安心して健康に住み続けられる村づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ただいまご回答いただきましたけれども、基本的には障害者対策につきましてはさきに同僚議員がご質問させていただきましたので、ある程度の方針案以上のものを回答いただきましたので、本当に実現できるかどうか、頑張っていただきたいというふうに思っています。

また、私が、今、質問させていただいているのは、基本的には31年の3月にさらべつ版

生涯活躍のまち基本構想、この基本計画を策定してということで、同年5月に全員協議会 等でご説明をいただきました。策定経緯においては、リラクタウン検討会議、アクティブ シニア推進会議等を経てという説明を加えていただきまして、このこと自体が説明を受け た中では極めて重要事項の解決に向けての課題を整理したものだというふうに判断したと ころでございますが、それを経過を踏まえて、決してこの部分が次に令和2年の3月に、 これは、まち構想実施計画という部分で提案されたわけですけれども、これはあくまでも、 基本計画に基づいてのジャイロスタートだよと。いわゆるできることからやりましょう、 という補完的な実施計画書であった、というふうに私は捉えているし、そういう部分で内 容的に大きく変わったことではない、というふうに私も判断しているし、そういう解釈を したところです。その取組について、令和3年1月に2年度の主な取組についてというこ とで構想のまとめといいますか、報告書が出されているということでございます。それに ついては、ある程度、私は、基本構想の中での定住促進に対する住宅地の造成いち早く取 り組んでということも評価できますし、地域交流としての温泉施設の付加価値論の部分、 これは右往左往しながら、本当に苦労をしながら、どうするのだというのを含めて検討し た内容として、初志貫徹ではないですけれども、ある程度形的に見えさせたという評価は できると思うのです。これは紛れもない評価だと思うのです。これに対しての推進に当た って、やっぱり重要な役割を果たしたのが専任コーディネーターの設置。これ皆さん御存 じのように令和4年度までということで、5年の3月にはコーディネーターが退職された ということでございますので、今後のどういうふうにするかという課題は残しつつも、一 定の成果をある程度上げたと。これは非常に評価できるかなというふうに思っています。

ただ、そこまで説明していただけるのであれば、決して批判だけでなくて、実施計画の 中の末尾に主要8項目が載っているのです。できたもの、できないものという区分けは絶 対しなければならない。私が、今、質問しているのか、基本的には総括ができるのではな いですかという質問させていただいたのは、令和5年度までにやるという事業を全て一覧 表に網羅しているわけです。書いてあるわけです。障害者対策については、時期が遅れて もということで、ある程度一定の方針が見えたということで、これはこれでやらないとい うことではないので、これの評価というのはできないというか、今後になると思うのです けれども、いずれにしてもこの令和5年末までに本格的運営をするこの項目8項目につい ての詳細も含めて、これ説明したら切りないので、主要項目あるのですけれども、これに 関わる実施の実態ということの今の現状を見た中で、実効性と推進体制についてのどうし てもやっぱり疑問が私自身残っているのです。というのは、これはこのごちゃまぜの体制 の中で明確に示しているのですけれども、これは寄り集まりではできないよという言い方 を、平たく言っています。平たく言ってこの寄り集まりではできないよ、コンソーシアム 方式、これはこれであるのだけれども、基本的に一定のルール化の中で、一定の責任の中 において、どうごちゃまぜに集約していくかということを私は強くうたっていると思うの です。その面でどうなのかというその反省が僕はあるべきだというふうに思っているので

す、長くなりますけれども。今の説明の中で、基本的にはそういうコンソーシアム方式で 何とかそういう指定管理も含めて、社会福祉協議会も含めて、博愛会も含めて、全てごち やまぜの中でどういうふうに方針的に持っていきますかという中で、ただいまの回答の中 で、ではカフェゆーゆ、そういうものについては社会福祉協議会ですよ。障害者対策につ いては自賄いというか、村直営の保健福祉課ですよ、という説明をされてしまうと、基本 的にこれ自体のコンソーシアム方式自体の事業体のどういうふうにうまく円滑に持ってい くかという部分のものがまた分散してしまうと、基本的にこの計画なり、実施計画の本質 というのはどこにあるのかという部分が見えにくくなる。まして人員配置も必要です、村 長が言っているように。先ほどの障害者対策、ホーム造るよ、人員配置も含めてという言 い方している中で、では今の社会福祉協議会の委託している、委託しているというか、カ フェゆーゆ、今、週4回一生懸命頑張っています。やっています。そういうものもある。 だけれども、保健福祉課だって人員増えているわけではない。だけれども、そういうもの をやりなさいといったときに、やっぱり本質論はそこではなかったような気がするのです。 事業主体というか、共同体をいかにまとめていくか。先ほど同僚議員が質問したときに、 それらの総体的なものについては、自立支援協議会等で障害者の部分も含めて協議してい きますよ、という話なのだけれども、そういうことだけではなくて、やっぱりそれを実効 性を高めていく、あるいはまだ未達の部分があるという部分を僕は批判するだけではなく て、どういうふうに再構築を図って、きちっとまとめ上げるかということが、今、求めら れていると思うのです。そこの再考察、あるいは今後の対応について、協議体も含めて何 らかの形でやっていかないとこれもたないと思うので、その点の考え方、ちょっと総論に なってしまいますけれども、それらの考え方についてのご答弁いただければありがたいと 思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、安村議員さんがおっしゃったことは、本当にそのとおりでありまして、 いろんな建設的なご質問ということで大変ありがたいというふうに思います。

ここに書いてあります、議員さんも持っていらっしゃいますけれども、2年に出したときには確かに5年を目指して、8項目にわたる地域交流の推進、移住定住、障害者活動の推進、高齢者生活支援、5番目に健康増進の推進、6、地域包括ケア、7、社会活動の推進、8、その中にグループホームとかデイサービスとかいっぱい入っておりました。CCRCをつくってからコンソーシアム方式というか、事業主体をつくるのに3年間駈けずり回りました。全国にも、全国というか、シェア金沢も行ってもらった方もたくさんいますし、私も3回行きました。そして、内閣府には計10回以上行きました。計画の中身とその精査と、そして実現可能なものについて、あるいは予算をいただくのに非常にしたわけですけれども、なかなかその体制が確立をできない。運営主体が、放課後デイサービスにつきましても意欲を示した方々が降りられたというようなこととか、いろんな団体が一つにまとまってということが、頑張ったのですけれども、できませんでした。これはぶっちゃ

けここが推進ができなかった最大の要因であるというふうに考えています。

その中で、5年間の総括及び今後の展開を現状に合わせてやろうではないかということでまとめたもの、これは行っていますか、令和5年2月22日のさらべつ版生涯活躍のまち推進協議会5年間の総括、及び、今後の展開について。行っていませんか。申し訳ないです。ここからしゃべっています。

(何事か声あり)

長 そうですか。ということで、基本構想の規模に見直し、それと基本方針、リ ラクタウン構想における障害者支援の再構築、既存機能を生かした地域共生拠点の整備と いうような形で方針、それと構想策定当初から現状規模の見直しについて、先ほど言いま したように人口規模や地域性を考慮すると一つにまとめるということが非常に難しかった というようなところもありまして、法人、及び、団体が単体で担って運営するのは現実的 ではないだろうと、一つにまとまって。そして、各事業者がそれぞれの強みを生かして事 業を開始して、相互の連携強化による各事業を展開するのだということで、ごちゃまぜ連 携ということで、博愛会、クローバーモア、社会福祉協議会、真ん中にカフェゆーゆ、あ るいは施設外就労、高齢者デイ、サッチャル館、H. E. A. R. T事業、というような 形で再構築をしております。この中で事業の見直しとかというところ、最初当初に掲げま した8項目につきましては、るる、自立支援協議会、それぞれの担当もその当時主体とな るところも決まっておりましたので、その部分では、今、鋭意進めているところでありま す。ジャイロスタートということで、できるところから始めようということで開始をした わけで、今現実的にはそのグループホームのところは建設が見えるようなところまで進ん でおりますし、これは必ず設計をして建築をしていくということまできましたけれども、 ほかの部分で例えば放課後デイについては、今、学童等のほうに機能全部ではありません けれども、障害を持った、困り感を持った子どもたちがそこに通っておりますし、違う形 で実施をしている。できればそういうデイとかあるのが、本当は必要だというふうに私も 感じていますけれども、今はそういう段階で鋭意努力をしているというようなところであ ります。平たく話してというようなことで、配慮していただいてご質問をしていただいて いること本当にありがたく思いますけれども、その部分について、今、総括に基づいて今 後の展開ということで8つの部分も引き続き継続しながら、社会福祉協議会に主になって もらっていますけれども、それぞれの団体がしっかり機能して、当初目的に掲げたリラク タウン構想の継続等について内容を精査しながら、しっかり進めていきたいというふうに 今の段階ではやっているところであります。

以上であります。

- ○議 長 2番、安村さん。
- ○2番安村議員 非常に私としては欲求不満というか、回答も含めて、この事業計画、実施計画も含めてということで、非常に私としては疑問視というよりもちょっと残念なような気がしてなりません。

基本的に計画をつくった、あるいは基本計画をつくった、実施計画をつくったという時 点で、これはごちゃまぜというよりは更別村特有の地域コミュニティをどう再構築してい くかという部分、これがすごく重かったと思うのです。それは、健常者であろうが、障害 者であろうが、どういう形であろうが、一つのエリアの中できちっと膝を交えて集える場 所があるということの提案、私はすごく重く受け止めていたし、この重要性をすごく私は 計画自体は評価していたのです。ところが、個々的に見ていると、3年間検討しました結 果うまくいきませんと。これはそんなに簡単にうまくいく事業ではないのです、もともと が。ですから、もっと慎重に時間をかけてやるべきだし、先ほど質問したようにこれ5年 間経過します。5年間経過して、本当に未実施の部分、できない部分、かつ重要な部分に ついてはやはり改めて仕切り直しできちっとやるよという形にしていかなければ駄目だよ、 という私は、今、提案をしているのです。ですから、はっきり言いまして、これいろんな 面で社会現象というか、村内の横の連携に関わるものの全てに関わってくるものなのです。 障害者に限らず、高齢者も含めて、全ての住民がいかに関わっていくかということがこの 根底にあるはずです、実際に。私は評価しているというよりも、これから評価しながら心 配しているのは、先ほども出しましたけれども、今まで固有名は別にして専任コーディネ ーターがいて、ご尽力いただいて、フル活動して、カフェゆーゆの開設、ごちゃまぜの基 本路線をきちっと整理してくれた。それは評価しているし、それまでの人の流れも含めて かなり増えていたというのが私は評価したいと思う。されど、現状、今、現在見ると、決 してその輪が広がっていない。失礼な言い方だけれども。少し参加人数が減っているとい う現状がある。それはどこに課題があるのかというものも含めてやっぱり再考察しなけれ ばならないと思っています。

障害者就労支援、先ほど、種々、ご説明いただきましたけれども、それは村内のというだけでなくて、外部も含めてという壮大な計画を出しながら、なかなかそれが実効性が伴わないという部分、それは必要とする人たちが多い、少ないの論議になってしまうけれども、そうではなくて、その中に一般も含めていかにごちゃまぜの社会をつくるか、いわゆるコミュニティをつくるかという多分提案だと思うのです。ですから、あまりにも障害者という部分の位置づけを前面に出さないで、住民がどう集える場所をやるか、整えるか。かつ、今、福祉ホームでしたか、ある程度それを計画して実施計画するということでございますから、これについては見守るしかないのですけれども。ちょっと、精神的に、私、分散させられたのですけれども、そういうものも含めてということで、ちょっと蛇足になりますけれども、やはりそれはさらべつブランディング計画との連動性というか、そういうものもきちっと、個々的なものを言いたいのけれども、時間の都合上言えないのはつらいのですけれども、やっぱりそういうものを精査しながらというものをいかにまとめて集約的なものの住民コミュニティというのをどう図っていくか、いわゆるイコールごちゃまぜ社会をうまく確立していくかという部分が求められているので、僕は課題は見えていると思うのです。見えてきていると思うのです。だから、そこは協議会を解散した……

○議 長 (傍聴人に対して注意) すみません、携帯切ってください。

○2番安村議員 もしくは、それぞれの自立支援協議会でそういうところで協議するとい う、そういう部分の部分的なものではなくて、私はそういうものではないと思う。そうい うふうに入ってしまえば迷路に入ると思う。結局それぞれの中での協議しかできないとい う部分、いわゆる協議会の参加会員も含めてという部分を見れば、やっぱり特定されてし まうという部分、それは危惧しています。ですから、いま一度全体的なものをもって、公 募でも何でもいいから、本当に必要なものは何なのかというものを村がしっかりまとめ上 げて、単純に社会福祉協議会だ、保健福祉課がという議論ではなくて、そして今後設立さ れるであろう福祉ホームも含めて全体的にどう描いていくかというものを示していただか ないと、これもカフェゆーゆで一つのもの出来上がるという形なのです、今回の提案は。 できていないのでしょう、だから、実質的に。できていないということは、カフェゆーゆ はやっている。だけれども、全体的にごちゃまぜになっていないでしょうと、実質は。そ れは、やりたいけれども、まだ軌道に乗っていないと言えばその回答になるかもしれない けれども、基本的に私が見ている中では、それがきちっとやっていれば福祉ホームなんか 要らないわけでしょう、逆に言えば。そうでしょう。だから、そういうものを踏まえても っと総括した中で、残された課題について重要性も含めて、必須項目も含めてということ で、再度やっぱり施策をすべきだというふうに思います。

本当にこれいろんな部分あります。言えば切りないです。地域通貨への移行だとか観光客の誘致だとか、いろんな部分入っている。ごちゃまぜで、コミュニティでいろんなものを仕上げていこうという壮大なスケールの計画ですから、これやっぱりもう少しターゲットを絞ってという部分で、できるならば、ここ3年でも3年だったら3年の中できちっと見直しして、やるものはやる。障害者ホームはやる、というふうに明言しましたから、そのほか高齢者対策も含めていかにやっていくかという部分、今の俗に言うばらばらになっているものをしっかりまとめるという意味からも、いま一度そういう部分の審議というのをしっかり村民に問うて、村民も巻き込んだ形で展開すべきだと思いますけれども、最後ですけれども、その点の再度見解を示していただければありがたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃるとおりで、その辺のことをしっかりやっていかないと駄目だということであります。私自身もその観点には立っておりますし、個々の団体、事業所さんに全部それぞれで担ってもらって、任せっきりということではありません。基本的には住民コミュニティの再構築ということは、これは大きな命題でもありますし、今いろんな策定作業も含めて行っておりますけれども、縦の関係ではなくて、役場の中も保健福祉課、あるいは医療関係、あるいは住民生活課、産業課も含めて全部横展開、連携をしなければ今の課題は解決することができません。もうおっしゃるとおりなのです。だから、その中で6期総も見直しをこの間しましたけれども、夢大地にかけましたけれども、様々な意見出ています。だから、関連し合って、高齢者の部分について、あるいは定住移

住について、いろんな部分ありますけれども、そこを関連して、一番大事なことは、私も 思いますけれども、やっぱりコミュニティなのです、村民コミュニティ。ましてやコロナ 禍で希薄になったそういうような環境をきちんと再構築をしなければいけない。カフェゆ 一ゆだけに集約するわけではありませんけれども、やっぱりコーディネーターの力は大き かったと思いますし、そこはしっかりこういう形で総括してまとめて、そしてあとはどう いうふうに引き継いでいけばできるのかというようなことで、今はちょっと参加人数がと いうようなことでありましたけれども、その部分は鋭意努力していかなければいけないと 思いますけれども、そういった形で残していただきました。

ここに書いてある8つの項目につきましては、それぞれ6期総とかいきいき、保健福祉課でやっている幾つかの計画、それも含めまして総合的にやっていくと。もちろんデジタルの関係も含めまして、総合戦略の中にもデジタル総合戦略というふうな形で付け加えをさせていただきました。また示させていただきますけれども、そういうような形で全体としてそういうものを各個別の課題はありますけれども、互いに関連し合って、一番大事なものはやっぱり村民の理解と共有、共通と、そして共生社会でもありますし、コミュニティをしっかり構築しながら、そういう形に村民、役場、そして関係する方々が関連し合ってやっていくということについて頑張っていかなければいけないのかなというふうなこと思っています。

総括等々もありますし、踏まえて今後の展開も出したわけですけれども、まだまだできていないところもありますし、できなかったというところは一つにまとめることができなかったということで、それぞれの課題が全く進んでいないというわけではありませんので、その辺はちょっとご理解を願いたいというふうに思いますけれども、そういう形で、今、本当に安村議員さんが建設的なご意見、そういう形で方向を指し示して、しっかりまとまって展開できるようにということで、それは肝に銘じて、村民の方々にも示して、そして当面する課題について、しっかりとこれについて正面から立ち向かっていきたいというふうに思っていますので、今後ともご指導よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 何か少しお互いにまとまりのない中で、なかなかまとめ切れなかったという反省も含めて終わらせていただきたいのですけれども、最後に議長が許していただけるのなら一言だけ申し上げたいというふうに思っています。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今回の一般質問に対して、あえて私は苦言を呈したいというふうに思います。成果が求められる計画にあって、成果が期待できないものはあくまでも構想にしかすぎない。すなわち、構想、夢物語ばかり語っていては住民参画、住民主体とすべき行政施策は行えないと強く思いますので、これを申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 ここで昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩 午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき子育て支援 に関わる新たな恒常的取組について村長に質問いたします。

生活を直撃しています物価高騰は収まることなく、村民は非常に厳しい暮らしを強いられております。この間、村からは、様々な生活支援がなされてきましたが、公的給付金にも限界があり、今後は村民協力の下、子育て支援に関わる新たな恒常的な取組を考える必要があると考えております。人々の暮らしを立てていく上で必要な衣食住において、乳児や幼児の衣については着用サイクルが短く、サイズ的に着れなくなった衣類を村内で上手に循環できる仕組みを持つことは有効な子育て支援の一翼を担うものであり、古着をリュースすることにより環境省が発信するゼロカーボンアクションに貢献することにもつながります。本村では、スケート靴に限定した子育て支援リサイクル事業を実施していますが、新たな乳児、幼児の衣に対する恒常的な村の子育て支援策として行う次の内容について村長のお考えをお聞きいたします。

1番、生活に困窮する子育て世代の支援策として行われる乳児、幼児の衣類等のリユース事業に取り組む考えはないか。

2つ目、恒常的な事業として、村が事業主体となり、関係各課が横断的に協力し、村民 へ事業に関わる情報発信を行うべきと考えるが、村長の考えは。

3つ目、村担当職員の業務が多忙であることから、業務全般の運営は障害者日中生活活動支援事業等との連携事業として、障害者の方々等の活躍を期待する場とすることに対する村長の考えは。以上の3点について村長のお考えをお聞きいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員の子育て支援に係る新たな恒常的取組についてのご質問にお答えを 申し上げます。

ご質問の1点目、生活に困窮する子育で世代の支援策として行われる乳児、幼児の衣類等のリユース事業に取り組む考えについてであります。本村におけるリユース事業につきましては、令和3年度より更別どんぐり福祉会への委託事業として、小学生までを対象としたスピードスケート靴のリユース事業を行っております。令和5年度におきましては、まだ年度途中でありますが、本事業を始めてからこれまでの実績として、譲渡しができるとしてお預かりした件数は14件、譲り受けられた件数11件となっております。

現在のように物価の上昇幅が賃金の上昇幅を上回り、実質賃金が減少している中、リユ

ース事業に関しましては多くのニーズがあるのではないかと考えております。 荻原議員が言われるとおり、特に乳児、幼児の衣類に関しましては、成長することにより老朽化する前に着用することができなくなるということがあるのではないかと思います。 リユースすることはリサイクルに先んじて行われることが望ましいと考えますので、 大変有意義なことであります。 一方、リユース事業を展開するに当たりましては、譲ってもよいという品物を実際に預かることとする場合には保管場所の問題があり、また品物によっては例えば譲り受けた方が使用中にけがを負ってしまった場合など、責任の所在はどこにあるのかというような課題もあります。今後は、乳児、幼児の衣類も含めた子育て支援用具について、例えば譲ることのできる品物と所有者を登録し、生活困窮にかかわらず譲ってほしいという方があった場合には、所有者を紹介することができるような、人と人とをつなぐような事業にしていくことも一つの案ではないかと考えているところであります。

ご質問の2点目、恒常的な事業として村が事業主体となり、関係各課が横断的に協力し、村民へ事業に関わる情報発信を行うべきについてであります。村では、今後リユース事業の品目の拡大につきまして検討したいと考えております。事業展開していく中では、村広報やホームページ、SNSを活用して、常に新たな情報を村民の皆様に提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

また、事業主体という部分につきましては、現在は村の委託事業として実施をしておりますが、将来的には民間の担い手が行い、村はそういった事業に対して支援をしていくなど、行政主導ではない形で展開がなされるようになることが望ましいのではないかと考えております。

ご質問の3点目、村担当職員の業務が多忙であることから、事業全般の運営は障害者日中生活活動支援事業等との連携事業として、障害者の方々の活躍を期待する場とすることについてあります。社会福祉法人博愛会への運営を委託して実施をしております日中活動支援事業、通称、サッチャル館事業は、平成18年策定のリラクタウン構想を推進するため、協議検討の過程で実施されている事業であります。事業を実施している施設の老朽化が課題となっていることから、現在障害者の住まいの場の整備に併せた施設運営体制について検討を進めております。ご質問のリユース事業につきましては、サッチャル館の事業目的の一つである社会参加の場、地域社会との交流の促進、となることが期待できますが、どのような形で事業に関わることができるかにつきましては、今後、協議検討が必要となると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございました。ただいまのご答弁で乳幼児の衣類のリ ユース事業については、有意義な取組であるというふうに判断していただいたと私は理解 いたします。回答された中にもありましたけれども、村民から提供いただいた衣類の保管 場所については、確かに検討が必要かな、というふうに私も思っております。そのことを 考えますと、ただいま逆に提案がございました譲ることを希望する方と、それから提供を望む方をつなぐ事業というのもこれまた大変すばらしいアイデアなのかな、というふうに 私は感じました。

今回の一般質問をするに当たり、私は先進地的な取組をしております中札内さんを訪問したり、あるいは村内の若いお母さんたちに集まっていただいて、様々なお話を聞かせていただきました。お母様方からは、特に冬のつなぎの服とか本当に高くて、そういう取組があれば非常に助かるというお話もあります。私ごとなのですけれども、先日私も保育園に通う孫2人の冬服買いに行ったのですけれども、やはり数万円の支出があったと。非常に高価なものだというふうに感じております。

中札内村は、このリユース事業なのですけれども、10年以上前から実施しているというようなお話をお聞きいたしました。実施回数につきましては年2回ということで、季節に合わせて衣類の提供をして、服のサイズも140センチ以下ということで限定して、そういうフリーマーケットを行っているというようなことでございます。集まっていただいたお母様方から聞いても、小学校高学年になるとやっぱり自分の好みが出てくるので、リユースで手に入れたものを着てもらうというのはなかなか難しいところがありますという話がありましたので、私も140センチくらいの服までが限界かなというふうに感じました。

それと、ベビーカーですとか大きいものについては、保管場所に確かに困るので、引取り手がなかったものについては出品者に持ち帰ってもらうということで、それを提供を受けた村側が保管するということではないようです。あと、衣類についても引取り手がなかったものについては、まとめて帯広市の障害者福祉サービス事業所ちあファクトリーというところがあるのですけれども、そちらに無料で提供して、要するに在庫管理がなくなるような、そういう工夫もしているということであります。また、中札内のお話を聞きますと、フリーマーケットの来場者につきましては、当然村内の子育て中の親御さん、あるいは祖父母の方、それ以外にも他町村から訪れる方もいるというようなことでお聞きいたしました。中札内の取組お聞きしますと、非常に全般的によく考えられた事業であるというふうに感心したところであります。

更別村でも以前似たような事業をしていたとお聞きしております。今回集まっていただいたお母さん方に聞いてみますと、そういう事業があるとは知らなかったと。もし知っていれば私も行きたかった、というような意見がございました。やはり幾ら有意義な事業をしても、その周知がきちんとされていなければせっかくの取組も台無しになるのかな、というふうに感じております。そういう意味で私は2番目の質問をさせていただいております。村が主導で事業開催をすれば、例えば防災無線ですとか、あるいは広報紙など、大変大きな情報発信機能を活用することが期待できます。また、お母様方からは、例えば乳幼児健診などで保育士さんからそういう情報をいただければ非常にありがたいという意見もありました。そういう意味において私は関係各課が横断的に協力して、村民へ事業に係る情報発信を行うことが必要なのかなというふうに考えております。ただいまのご回答の中

で将来的に民間の手に委ねたいというようなことでお話がございました。私は、村民が知らなかったということがないように、そして恒常的な子育て支援事業とするためにも、やはりあくまで村が主体的になってやることが望ましいと考えますが、村長のお考えを改めてお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員おっしゃるとおり、従前にもそういうような取組をしていたことがありますし、今はさらクルということで、当初いろんな品目も考えておりましたが、保管場所等々のことも考えてススート靴が望ましいのではないかということで、かなり高価なものになりますので、さらクル事業ということで、子育て支援用具リサイクル事業ということでやっております。更別村地域子育て支援センター、認定こども園、どんぐり保育園内において提供しております。受渡しについても村内に在住する方どなたでもということで、小学生までの保護者ということでやっております。実績もかなりあるということであります。令和3年度には延べ利用者が18、令和4年度はちょっと少なかったですけれども4人、令和5年度は、今、進行中でありますけれども、そのようになっています。

それと、そのずっと前ですけれども、更別幼稚園のこぐまクラブのところでチャリティーバザーのご協力のお願いということで、特に、園児服、登園帽子、通園バッグ、リュックサック、多品目にわたりまして、雨具から防寒具まで含めてやっておりました。これは、広報さらべつ等々を通じて周知を図っていたところであります。残念ながらこの取組については、平成9年から平成30年までリユース事業を行っておりましたけれども、これについては終了しているということであります。

今、お話ありましたように、本当に周知をするということも大事であると思いますので、 中札内は結構進んでそのようなことをしているということでかなり子育てには、出産とか いろんな関わる例えば小さな形態のお風呂とか、そういうような貸出しは行っております けれども、本当にそういうところも見習って、お金かかりますから、さっきも言ったよう につなぎとか防寒具はかなりの金額を要するということで、なかなかそう簡単にお子さん がたくさんいる場合についてはそんなにすっと手を出して買えるようなあれではないです し、できれば今まで例えば中学校とかいろいろありましたけれども、子どもさんが入学す るときには、昔ですとお古と言いましたけれども、そういうものを譲っていただいたりと いうようなことで、お互い助け合う風土が更別は出来上がっていたと思いますので、そう いう点では事業はできればそういう民間のところ、あるいは保健福祉課等々でも、子育て 応援課でもいいのですけれども、そういうことを実際に行っていますよというようなこと で広く子育て世代のお母さん方とか周知ができるようにして、そしてそのリユース事業を 展開していけたらと思います。まだ民間にするか、今の状況はスケート靴ですので、これ を拡大していくかどうかについてもちょっと考えて検討しなければいけないかなと思いま すし、ニーズはあるということは確かに、今、お聞きしましたので、しっかり取り組んで まいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございます。いろいろご説明いただきまして、やはり村の関わりをどういうふうに持っていくかという部分について改めて検討いただきたいなというふうに思っております。

それで、中札内村は、フリーマーケットという形でやられているそうなのですけれども、 商品の受入れですとか、あるいは保管、それから商品の展示、それ全ての作業を役場職員 がやっているということのようです。私は聞いてみたのです。非常に多忙な中、よくそう いうような対応できますね、という話をしましたら、担当の方から長年やっているので、 そんなに負担感ないのですよ、という話はされたのですけれども、ただ、私はこの事業を 更別村が新たな事業として役場職員が担当するということについては、大変な負担になる というふうに考えております。当然、他の業務にも支障が出ると私は思いますので、それ であれば私は既存の事業の中で活動されている例えば障害者の方のお力をお借りすること も一つの案ではないのかなというふうに考えております。中札内村の商品については、全 て無料提供をされているということなのですけれども、しかしながら、その状況写真を見 せてもらったら非常にきれいに展示されているのです。まるで子ども服売場のようなフリ ーマーケット会場になっているものですから、そのような会場をつくったりするような作 業、あるいはその商品に対して例えばアイロンかけたりとか、洗濯することが出てくるか もしれません。それだけの労力がかかるということであれば、私は例えば1点100円でもい いから、その辺の料金をいただいて、逆にそのいただいた収益は障害者等の労力の対価と してお渡ししてもよいのではないかなというふうに考えております。

今回あえてサッチャル館事業の名前を挙げさせていただきましたけれども、別にこの事業にこだわって検討してほしいということではないので、誤解だけされてほしくないのですけれども、サッチャル館事業の活動内容も拝見させていただきました。様々な事業に取り組まれております。その中の一つにどんぐり保育園の園児との交流という、そういうメニューもありました。そういう活動を見ますと、そういう方々と園児との接点があるということも確認できましたので、乳幼児のリユース事業と結びつけることも私は可能ではないのかなというふうに見たところであります。

先ほど村長も言われました障害者の社会参加の場、地域社会の交流の場、その場と子育て支援事業として行われる乳幼児服のリユース事業、これを結びつけた事業について、改めて村長の見解をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 フリマ、とってもいいことだと思いますし、またそこで皆さん魅力的なそういうような交換することもあるでしょうし、足りないもの、必要とするもの、それを手に入れることができるということで大変いいのかなというようなことも思います。

今、2番目にお話ありましたサッチャル館の日中支援活動では、子どもさんたちとの交

流とか行われておりますし、また障害を持った方がそういう活躍する場所として、そういうような形でフリマであるとか、リユース事業に参画をしてもらうということは非常にいいことだと思いますので、また事業者、あるいは関係者の方と協議をさせていただいて、できれば自分としてもそういうニーズがあるのであれば何とか応えていきたいなというようなことも思っていますので、その辺は検討させていただきたいなというふうに思います。以上であります。

- ○議 長 6番、荻原さん。
- ○6番荻原議員 ありがとうございました。いろいろ検討して、いい方向で事業のほう持っていっていただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○議 長 3番、斎藤さん。
- ○3番斎藤議員 議長の許可をいただきましたので、事前の通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

東京大学との連携協定に基づく事業実施状況と今後の展望について、ということで質問させていただきます。東京大学との連携協定が締結されて3年近くが経過しました。この間、更別村において実施された研究教育活動について、村民への広報という面からご答弁をお願いしたいと思います。具体的には、研究者の来村頻度、滞在日数、授業や演習の開催回数や大学院生の来村の人数、実数と延べ人数、そして村民向けの講座も開かれているようですので、開催回数と参加人数、そして、もし、あればこれまでの研究成果、そして、今後の事業の展望など、それから各年度の予算とその原資、あと取りあえず今年度までということでしたが、来年度以降の見通しについてご答弁いただければと思います。また、ソルガム試験栽培が1年限りで頓挫したようですが、この間の事情についてもご説明いただければと思います。

さらに、次の2点についてお伺いしたいと思います。まず、連携協定ではこの研究成果で特許申請を行うということは特に協定の文章には書かれておりませんけれども、特許の扱いについては合意ができているのかということが1つ。

それから、村の人材育成事業で実際に講演が行われていますけれども、参加者は残念ながらそれほど多くないようです。村の将来ということを考えると、子ども、小中学生を含む若年層を対象とする活動も視野に入れるべきではないかと思います。

その2点も含めて、これまでの実績、見通し、そしてお考えをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

- ○議 長 西山村長。
- ○村 長 斎藤議員さんの東京大学との連携協定に基づく事業実施状況と今後の展開についてお答えをいたしたいと思います。

東京大学との連携の事業につきましては、2021年11月より事業が開始されております。 事業終期は2027年3月までとなっております。大型畑作地帯でのデータ農業を普及させる 拠点を形成していくことを目的とし、またスマート農業を普及させるため、ふるさと館の 旧試験圃を実習フィールドとして企業と連携したスマート農業実証も行っているところであります。今回ご質問でいただいた点にありますように、研究教育活動を通してスマート人材の育成も実施しているところであります。

研究者の活動状況につきましては、農作業が始まる4月より更別の実証フィールドでの活動が始まり、作業が終わります11月までの間、教諭陣、学生が来村する時期となります。おおむね主担当の准教授につきましては、月に1回、2日から3日の滞在となっております。特任教授につきましては、月に1回、1週間から2週間の滞在となっております。また、農作業が終わった11月から3月に講演で来村を3回していただいております。昨年度は、コロナの状況もありましたけれども、講座、学会等で年間5回実施していただいております。また、視察の対応もいただいております。農学部の学生、大学院生につきましては、学部生が5名、大学院生は3名が授業を受けるため来村し、滞在日数は4日として、実証フィールドでの実習を行っております。講義では、教諭陣も含めまして15名が来村し、授業を行っているところであります。大学院生2名が修士論文作成のため毎月来村し、月に2日から3日の実証フィールドでの活動を行っております。このため大学の授業に関わる来村人数は15名であり、関係者を含めますと延べ人数は30名ほどとなっております。

村民向けの講座の開催回数は4回で、オンライン等を含めまして参加者は、関係者を含め延べ120名となります。

これまでの研究では、実証フィールドに機械を設置し、農業データの取得方法の確立と ビッグデータ集積の構築を図り、農業でのAI技術を活用した授業や実習を行っておりま す。また、ドローンデータから3Dデータを取得し、作物の成長量を計測し、収穫量の計 測や小麦の穂数計測をAIで行うなど研究成果があるとのことであります。

今後の事業につきましては、農家と連携し、スマート農業データの真値を計測し、データの層を増やしながらデータ農業の普及を図ることや農協と協議しながら、酪農、畜産関係の課題に対して新たな技術の実証も行えるように検討しております。

各年度の事業費につきましては、3,000円としているところであります。そのうち2分の1は地方創生推進交付金を活用しています。また、交付金の残りについては、特別交付税措置されているものとして一般財源の充当を行っております。初年度の事業については、企業版ふるさと納税を活用した事業として、300万円でソルガムの栽培実証事業を実施いたしました。来年度以降は、交付金事業としては本年度で事業終了となる計画となっております。今後は、本事業への企業版ふるさと納税の活用を検討されている企業もありますので、本村の農業課題の解決を図るため、スマート農業技術の普及が図られるよう東京大学とJAさらべつ、更別村内の農家、地元の企業とも連携しながら、村の一般財源の持ち出しがない形での事業継続が図れるよう来年度に向けて調整しているところであります。

ソルガムの実証事業につきましては、残念ながら1年で事業が終了しておりますが、事業費につきましては企業版ふるさと納税を活用した事業としております。東京大学や地元企業、首都圏の企業との連携事業として3か年の事業計画としていたところであります。

しかしながら、寄附を予定しておりました企業の企業版ふるさと納税による採納のめどが立たなくなったことから、事業の継続が難しくなりました。十勝管内でのソルガム栽培の実績もあり、安定生産できる品種として10品種ほどを選定し、苗のハウス栽培から実施してきたところでありますけれども、地温や外気温によって成長点に達していない点や栽培期間の短さによって背丈の成長が期待より低かったことなど課題も多く残しました。村内の課題解決を図るため、次年度に向けて準備を行い、飼料の自給率向上等への期待もありましたが、残念ながら事業が継続できなかったことは大変残念であります。

また、連携協定では質問にありますように特許申請を行うことは想定しておりませんが、 知財管理について特許等の取得が可能な研究成果がある場合には共同研究契約書を締結し、 管理することとなります。

若年層を対象とする活動につきましては、人材育成として学びの場の提供や高校生との 交流等も検討しておりますので、実施関係者と協議を進めてまいります。

今後も東京大学の知の活用やスマート農業人材の育成等で更別村の農業課題解決に向けて、引き続き連携を強化していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ご答弁どうもありがとうございます。この連携事業は、長年にわたり十勝で研究をされていた平藤先生がその研究成果が認められて東京大学に招かれて、十勝での研究を継続されていると。そして、その場として更別村が選ばれて、毎年3,000万円の事業費も半分は国の交付金で賄われて、残りの半分も一般会計からの支出ではあるけれども、交付税措置があって、実質的に村からの持ち出しはないはずであるということのご説明、了解いたしました。十勝農業の研究者が認められて東京大学の特任教授になり、その後も更別をフィールドにして研究を続けて、大学院生も来てくれるというのは願ってもないことですので、来年度以降も研究が継続されることを願っております。

成果に関連して特許についてお伺いしました。この研究成果で特許を取得したときの権利関係について、改めて知的財産が生じたときに契約書を結ぶというのはなかなか難しいのではないかと。最初にやはり何か決めておくべきだったのではないかというふうに感じます。平藤先生は、本村との連携協定が締結される直前までJST、科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業、それも幾つかありますが、この中でクレスト、CRESTと呼ばれる非常に大規模な研究費を取っておられます。フィールドセンシング時系列データを主体とした農業ビッグデータの構築と新知見の発見、これで研究代表者となられて、2015年の10月からちょうど本村との連携協定が結ばれる直前の2021年3月まで、5年半にわたって東京大学、農研機構、筑波大学の3つのグループによる研究、その全体の代表者である。支給された研究費は具体的に公開資料にはありませんでしたが、このクレストという枠組みでは5年半で10件から20件の研究課題を採択して、総額は1.5億円から5億円と。研究者としては大変羨ましい、そのトップになるというのは多分どの研究者も一生の夢みた

いなすばらしい研究費ですが、こういった極めて大規模な共同研究をされていて、そして、その平藤先生が研究を更別で続けておられると。大変すばらしいのですが、この研究終了報告書を見ると、果樹園のドローン空撮画像で、空撮画像は当然複数の樹木の樹冠が重なって撮影されるけれども、それを分離する手法を開発した、特許出願中であると書かれております。研究費の額が直接特許に結びつくわけではありませんけれども、更別村で実施している事業も3年間で9,000万円、全てが研究費ではないわけですが、1.5億から5億というクレストの研究もそれは中が10から20に分かれているわけですから、更別村の予算による研究は、研究費という金額的に決して引けを取るわけでなくて、当然特許出願につながる成果が得られる可能性も十分あると思われます。特許を出願したからといって特許料収入に結びつくまではかなりの道のりがありますので、すぐに収入ということではありませんけれども、やはりそういう可能性が出た場合の特許料の分配のようなことは一番最初に定めておかないと、それが現実になってから交渉するのは大変難しいし、相互の信頼関係に影響する可能性もあります。早急に特許の権利や特許料の配分について合意をしておくべきではないかと思います。また、今後同じような研究機関との協定を結ぶということがあるときは、最初にそういった基本的な取決めをしておくべきではないかと思います。

質問回数限られていますので、続けてもう一点取り上げたいと思います。ソルガムのこ とです。一昨年に実施したソルガムの実証事業は、連携協定の3,000万のほかに300万円の 予算を支出して行われました。その原資がある企業の企業版ふるさと納税であったとのご 説明でした。その翌年から残念ながらその企業からのふるさと納税が続かずにやめてしま ったということです。しかし、農作物の試験栽培とか実証栽培は、1年間でやめてしまう というのは常識的にはおよそ考えられないことです。気候は毎年変動します。新しい作物 の試験実証栽培をするというなら、どんなに少なくとも3年や5年は前の年の結果を踏ま えて、改善すべき点は改善して、あるいは新たな試みを入れて繰り返すというのが常道で はないかと思います。今、十勝で新たな作物として注目されつつあるサツマイモにしても、 落花生にしてももう随分前から、時には失敗もしながら努力を続けている方々がいらっし ゃるというふうに聞いております。はっきり言って1年でやめるならやらないほうがいい と。これは、農業者でない私でも分かることだと思います。だから、農家の方々としては、 1年でやめたというのは大変不審に思っておられるのではないかと思います。企業版ふる さと納税があったので、そのお金がなくなったときにやめてしまったという説明をいただ きました。しかし、企業版ふるさと納税でソルガムというのを指定されたからやってみた、 翌年お金が来なかったからやめたというのは、やや問題ではないかと思います。つまり村 が行う事業が企業の意向や気まぐれに左右されかねないということになってしまいます。 それでは村の行政の基本方針とか、複数年の計画というのはどうなるのだと。お金がもら えたらやる、止まったらやめるというのであれば一貫性という問題が出てきます。

ソルガムに限って言えば、私は最初に話を聞いたときに熱帯作物のソルガムは無理だろうと。家畜の飼料や緑肥ということなら、寒冷地に適した作物は牧草なり、ライ麦なり、

多数あります。しかし、ソルガムは、2年前に調べてみました。雪印種苗のカタログを見ても、北海道に適した品種というのは一つも載っていません。それでも村がやると聞いて、私もタキイのソルガムの種を1袋だけ買って、自宅で栽培してみました。そうすると、屋内で連結ポットにまいて、発芽させたやつを移植したものは何とか1メーターを超えましたけれども、直まきしたものは、何といっても発芽温度が高いので、発芽が遅れて、数十センチにしかなりませんでした。だから、本村の気候では、今のところ産業としてソルガム栽培というのは不可能という大変当たり前のことを確認したわけです。実際に一昨年に村として圃場で行ったものも同じような結果だったのではないかと思います。一度圃場に見に行きましたけれども、それほど大きく育ったソルガムはありませんでした。

しかし、逆に一旦始めたなら、ふるさと納税がなくても規模を縮小して、例えば1年間 に100万円、200万円でできる範囲でもいいから試験栽培を継続すべきだったと。一貫性と いうのはそういうことだと思います。例えば今年は非常に暑い夏でした。もし栽培を続け ていれば、今年は違った結果が出たかもしれません。あるいは、今年暑かったけれども、 あの程度の気温でもソルガムの生育には不十分であるという結論が出たかもしれません。 そういうデータがあれば、不幸にして地球温暖化が止まらずに20年後、30年後に気温が上 昇したときに役立つ可能性もあったかもしれません。村長は、非常にしばしば20年後、30 年後のことを考えて村政を運営しているとおっしゃられます。何度もそういうお話を伺い ました。それならなぜソルガムを1年でやめたのかと。そうすると、それはまるで目先の、 それも1億というお金が動くならともかく、300万のお金で動いているというのはちょっと 情けないところがあります。交付金を申請する理由として不確実な20年後、30年後を引き 合いに出すということではなくて、本当に20年後、30年後を考えているならもう少し具体 的に、もう少しきちっとした議論が欲しいと。実際にソルガムに関しては、今申し上げた ように20年後、30年後の気候で重要な作物になる可能性もあるわけです。ところが、そう いったものに対して企業から僅か数百万のお金が入ってこなければあっさりやめてしまう と。遠い未来を持ち出す高邁な議論と現実の行政執行の在り方がどうも矛盾しているので はないかという印象を拭い切れません。遠い未来のという言葉を口にするなら、それなり の見通しと覚悟が求められるのではないかと思います。

2回目の私の質問をもう一度まとめます。まず、連携協定において特許の問題です。今からでも少なくとも特許が申請して認められた場合にどういうふうに扱うかと、最終的には特許料の問題ですが、大筋での相談、合意はしておくべきではないかと。そして、将来の協定では、相手がどこであるにかかわらず、特許については最初から取決めをしておくべきではないか、これが1つ目の質問です。

もう一つ、ソルガムの例にあるような企業版ふるさと納税による事業の実施、これは先ほど申し上げたように村の行政や村の事業が企業の計画とか企業の思惑に振り回されるという懸念があります。もちろん例えば今の東京大学の連携事業を来年度以降企業版のふるさと納税で続けられるというのは、それはもともと財源を探していた、ぜひ続けたい、続

ける意義がある事業ですから、そういうのは大変結構です。だから、もちろん企業版ふる さと納税を丸ごと毒まんじゅう呼ばわりするつもりは一切ありませんが、村政の一貫性と いう点から見れば、もらえるものはもらうというわけではないのではないかと。それは考 え物ではないかと思うわけです。この点について村長のお考えをお聞かせ願えればと思い ます。

○議 長 西山村長。

○村 長 1番目の特許についてですけれども、これにつきましては知財管理ということで、そういう場合が出てきた場合については随時協議をするということにしておりますので、従前そういうことも想定しなかったのかということになりますけれども、当初からクレストの流れを組んで、そして農業のいろんなビッグデータを集積して、それをAIに登載して、それを農業機械、ロボットトラクターとかドローンに集積をして、農作業の効率化とか、いろんなセンシングを図りたいということでありますので、そういう場合については随時協議をしてまいりたいというふうに思います。

2つ目ですけれども、ソルガムと20年、30年が私が言っているところで、そういうところは矛盾しているというのは、非常に私としては心外であります。ソルガムにつきましては、東大への企業さんからの寄附講座ということもありますし、その企業さんから東大に対しての要請があったということでありますし、その中でもし実証が成功すれば、今自給飼料とか配合飼料等高くて、本当に畜産農家、酪農農家が困っているわけですから、それが成功すれば非常にすばらしいと思いますけれども、農研機構とかその他の研究団体もやっておりますし、企業版ふるさと納税がなくなったから我々が主導してやめたということではありませんので、その辺は誤解のないようによろしくお願いしたいというふうに思います。

今後、そういう新作物等については、当然、研究すればそういうようになっていくと思いますし、東大もそんな生半可な気持ちでやっているとは思えませんけれども、いかんせんそういうような資材等々の準備等々もありますし、そういう点で今回残念ながらそういう形で踏み切ったということで、私も残念であるというふうにお話をしましたので、そういうご意見であったというふうに承っておきます。

以上です。

○議 長 3番、斎藤さん。

それと、もう一点、質問のときに同じ質問に対して何度も同じことを繰り返さないで、同じことを一度にしておいてください。お願いします。

○3番斎藤議員 失礼いたしました。

では、今のお答えについて確認のためにもう一度質問をさせていただきます。

まず、特許については、そういったことが生じてから相談する。私の考えでは、生じて から相談すると、配分をめぐってなかなか難しいから、事前にある程度の大枠は決めてお いたほうがいいのではないかと思うけれども、それがしない、あるいはできないというこ とであるということですか、ということがまず1つ目確認したいと思います。例えば最初から入ってきたお金は更別村で1割とか2割とかという大枠を決めて、具体的な契約はそのとき結ぶというのだったらよく分かりますがということで、それが1つ目の確認、今のご答弁について確認したいと思います。

ソルガムに関して私のポイントは、もし可能性があるなら300万かけなくても縮小して、例えば150万でしばらくやってみるという可能性もあったのではないかということで、もともと村として見込みがないと思っていて、ただ、どうしてもそれを東大にやってほしいという企業がいるなら村の圃場を貸しましょう、ということで、積極的でなかったということでやめたというのなら、最初から積極的でなかったのだ、ということなら納得がいきますけれども、可能性が少しでもあると考えるならば規模を縮小しても、例えば100万、200万のお金ならば、村の予算から直接出してもそれほどの出費ではないので、それはできたのではないかという趣旨で申し上げていますが、その点について、つまり最初からやりたいというならやっていただくけれども、村としてはソルガムは無理だと考えていたから2年目からはやらなかったということなのか、その辺について、もう一度になりますけれども、ご答弁いただければと思います。お願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 1番目の部分ですけれども、特許を前提とした連携協定は結んでおりません。 研究のそういうような協議の中で、先ほども一番最初の答弁にありましたようにスマート 農業とか、そういう人材の育成とか、そういうことを目指して連携協定を結びました。た だ、夜中まで教授たちと話したのは、もしここから画期的な技術が出てくれば、それは更 別ブランドとして、特許というよりも名前をつけてでも出してください、というような話 をしました。ここで開発して、ここで全国あるいは全道に広めていく、というのであれば という話はしていますので、従前に特許が出たら特許だよ、というような形では前提とし ておりませんので、その辺のご理解をお願いいたします。

それと、ソルガムですけれども、何回もお話ししますけれども、そういうような形で東京大学がソルガムについて企業さんからの要望によって研究をしたということであって、その部分で駄目だったから村はそれで諦めてそんなというようなお話もありましたけれども、決してそういうようなお話ではありません。今後そういうような研究が必要となった場合、あるいは東大さんの今の研究の過程の中で出てきた場合については、それはソルガムに限らず村を実証フィールドとしてやっていただければいいのかなというふうに思います。今、斎藤議員さんからあった部分については、東大の教授等に、連携主体に伝えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

- ○3番斎藤議員 ご答弁ありがとうございました。
- ○議 長 1問目終わったので、2問目に移っていただきたいと思います。
- ○3番斎藤議員 それでは、議長の許可をいただいて、もう一問の一般質問、事前通告に

基づいて質問いたしたいと思います。

質問事項としては、役場業務の属人化の懸念について。業務が属人化、つまり特定の一人の職員しか業務内容を理解していない状態になることは、短期的には効率が上がっても、長期的に見れば情報やノウハウが蓄積されず、人材育成が困難になるということをはじめ、種々の弊害を伴います。特に対外折衝を伴う業務が属人化した場合は、誰も知らないうちに不適切な業務実施、予算執行が行われる懸念もあります。多くの組織で業務の属人化は解消されるべき問題と捉えられています。DX、デジタルトランスフォーメーションもその手段の一つとされています。

そこで、質問いたします。まず、村長は、本村役場で一部の業務が属人化しているという認識はおありでしょうか。

もう一つは、業務の属人化を避ける、あるいは解消するために現状について調査し、あるいは対策を検討するお考えはおありでしょうか。ご答弁お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員さんの役場業務の属人化の懸念についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありますとおり、属人化した業務の担当者は、業務を進める過程で専門性やスキルが上がるため、他の職員と分担して業務を進めるよりも効果が向上するといったことがありますが、担当職員が急に休んだときに他の職員が対応できず業務がとどまってしまったり、職員の休職や退職で知識や経験が引き継がれず業務の質が下がってしまう、特定の職員に負担が偏るといったデメリットが生じることから、組織としては一般的に解消すべき課題とされています。

業務が属人化されてしまう原因としては、情報共有の仕組みが整っていない、2番目に忙しくて情報を共有する時間がない、3番目、業務の専門性が高いため他の職員が理解できないといったことが考えられます。属人化を解消するためには、まず業務内容を見える化し、属人化している業務を洗い流した上で、誰が担当者になっても業務は進められるように業務マニュアルを整備するなど、業務を標準化することが必要であると考えております。

職員は、多種多様な業務を分担して従事しておりまして、業務の量は年々増加し、その難易度もますます高くなっています。職員は、限られた人数で職務に従事しており、全ての業務においてマニュアルを作成し、標準化を図るということは職員にとってはなかなか容易なことではありませんし、程度の差こそあれ、ある業務を特定の職員が専門性を持って担当しているところもあろうかと思います。誰が担当しても同じ質の行政サービスを提供するということは難しいことではありますけれども、職員が常に業務の標準化を意識しながら業務に当たることが大切だなと考えております。また、職員間のコミュニケーション、引継ぎの徹底などによっても未然に防げるものと思います。一方で常に起こり得ることで、日常的に注意しなければ問題でもあります。特に調査を行う考えはありませんが、

私としましても常に注意を払い、組織が属人化に至ることのないよう状況把握に努めるとともに、各課長を通じて適宜指導したいというふうに思っております。人事については適材適所、それぞれ勘案して配置をしております。私としては、その中でスペシャリストはいても属人化しているというふうなことは認識としては至っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ご答弁どうもありがとうございます。属人化についてある程度必然性なり、メリットとその問題点についてきちんとした認識を示していただいてありがとうございます。

実は、今回この一般質問をした動機は、先ほどの一般質問に関して昨年度までの資料を問い合わせたところ、特定の職員にしか分からないということで資料の提供が数日遅れたことがありまして、現在進行中の業務についてはある人がやっている、まして、本村のような小さなところで多岐にわたる業務を実施する場合ある程度の属人化というのは、それを完全に解消するということは、先ほどの答弁にありましたように、それはどだい不可能な話であるということはよく理解します。しかし、終わった業務、昨年度こういうことをやったというような例えば講座の開催だの、圃場での実習だの、必ずそれに伴う文書があるわけで、今それが全部コンピューターで文書で作られているわけです。だから、作った時点で適切に分類して、見出しをつけて、あるいはこれにアクセスできる人の範囲を決めてしかるべきところに保存すれば、その後は少なくとも翌年度になれば同じ部署の職員が検索するということはできるわけです。

1回目の質問でDX、デジタルトランスフォーメーションという言葉を申し上げました。要するにデジタル技術によって仕事の方法を根本的に変えることという意味で理解すればいいと思いますが、これは業務の属人化を避けるための一つの切り札であると。紙の文書の時代と違って、コンピューターで作られたものに全部見出しをつけて、タグをつけて、それを共有して、公開時期、閲覧の権限を設定する。そして、それをフォルダーに分けるということで、特に業務負担を増やさずに文書を作った時点で既に共有される、適切な時期に適切な共有がされるということは可能なはずです。だから、デジ田の交付金を受けて事業を実施している更別村役場で、去年実施した業務の記録が特定の職員に聞かないと分からないというのはまさに紺屋の白ばかまでありまして、やや残念なことです。少なくとも、今、進んでいる業務はともかく昨年度の業務、記録においてだけでも属人化を解消すれば、まず業務の効率向上が期待できます。その業務を行った本人でも周りでも、記録を探すという時間は結構時間がかかりますので、それが節約できます。もちろんその文書を作った時点で分類とか見出しとか、そういうものが必要になるという点ではやや時間を取ることになりますが、そういったものを容易にするシステムを導入するということで、そういった余計な業務、増える業務は最小限にすることができるのではないかと思います。

そして、記録における属人化解消、できれば業務におけるですが、それはこの小さな組

織では無理なので、せめて第一歩としては記録における属人化解消ということを申し上げるのは、もう一つ大きな意義があると考えております。別に自治体に限らず、会社や団体、学校などでも時として不祥事が起こって報道されることがあります。そういう際に、これこれの業務は長年ある人一人に任されていたという新聞報道などは珍しくありません。ほかの同僚が業務内容を確認できないという状況が長年続けば、もともと悪人でなくても何か魔が差すということもあり得ます。属人化の解消というのは、そういう環境をつくらないと。つまずきの石を置かないという意義があります。そういう意味では多少面倒なようでも、それは業務を適切に実行するという役場側の問題であると同時に、職員を守ることでもあると考えます。そういうわけで、役場の業務が記録においてもやや属人化しつつあるということを経験してしまいましたので、どうかこの機会にデジタルトランスフォーメーションということを言うならば、業務の記録において属人化の解消に取り組むというふうに考えます。その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、斎藤議員さんおっしゃったこととっても重要なところでありまして、今、デジ田の交付金活用しまして、データ処理というのですか、いろんな記録を紙媒体ではなくて、そういう記録化して、データとして残すと。うちの村には都市OSといってデータ連携基盤ありますので、各課がそれぞれの部分で持っているのではなくて、共通して見れるように、共通理解ができるように情報共有ができるような形で、今、作業を進めております。書かない窓口、あるいは来庁しなくてもいいような申請手続とか、今、準備がもう少しでできるように、それがなかなかできないので、非常にスマホの関係とかいろんな関係でご迷惑かけていますけれども、病院の予約とか、それほか含めて50から100の申請をデジタルにする。もちろん、今、議員さんおっしゃったようにデータもその部分でしっかりそこに格納しておくと。必要がある場合については、そこでしっかりと閲覧をして共通理解をしながら、そこからまた出発できるようにしたいというふうに、今、随時行っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

2つ目なのですけれども、属人化の部分と不祥事といいますか、短絡的にはつながらないと思うのですけれども、私、村長になったとき、次の年でしたか、いわゆる金銭の扱い問題で不祥事がありました。それは、業務がその金銭の部分で個人に集約されていたという部分もあって、なかなか点検がうまくいかなかったということで、これは監査委員さんからも指摘をされて、そういうようなチェック体制、あるいは、そういうようないろんな金銭管理、これはもう徹底して改善するように努めていますし、現在まで行ってきております。その部分と属人化の部分ということよりも、属人というよりもむしろある業務が一人の人に全部いってしまうとか、特に金銭とかいろんな部分についてはあってはならないということですので、その辺は係長、課長補佐、参事、課長を含めて、そして、我々理事者も含めてしっかり点検体制を取るということと、その部分での業務が多忙、多重にならないようにするということで、近年ちょっとその部分があって、大分職員にも負担かけて

いたのですけれども、職員数を増やしたり、業務の見直しをする中でしっかりこれに対応 していっていますので、その部分はご指摘のとおりしっかり対応していきたいというふう に考えております。

以上であります。

- ○議 長 3番、斎藤さん。
- ○3番斎藤議員 かなり具体的なご答弁ありがとうございました。質問事項に関して十分 お答えいただいたと思いますので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありが とうございました。
- ○議 長 この際、午後2時35分まで休憩いたします。

午後 2時24分 休憩 午後 2時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、尾立さん。

○4番尾立議員 議長の許可を受けましたので、通告書に従い、更別スーパービレッジ構想について質問を行います。

更別スーパービレッジ構想の進捗状況、プロジェクトの取組現状についてご質問させていただきます。大型の補助金事業である更別スーパービレッジ構想は、2年目の折り返し地点を過ぎたところでございますけれども、レンタルスマホユーザーとなり、楽しみが増えたとおっしゃる方がいらっしゃる一方で、村民を素通りしているのではといった憂慮の声も聞こえます。こうした問いかけが人々の間でなお共有される背景には、プロジェクトが大きい割に全体像について具体的に伝えられる機会が少なかったことがあるのではないかと考えます。そこで、今議会で更別スーパービレッジ構想のどの事業の部分が実現して、また作業中の取組にはどのような内容があるのか、さらには、村民に全体像についてお伝えいただく今後の方針などをお知らせいただきたいです。新聞報道など、あるいは村の広報から分かることだけでは、断片的な情報が伝えられている印象となるのではないでしようか。月ぎめの料金がかかるサービスについての方向性も含めまして、実際のところどういった事業が具体化し、また村民のいかなるニーズに応える形で何が継続して、実施あるいは作業中となっていますでしょう。加えてソーシャルナレッジバンクの活動について具体的にぜひお伺いして、ご説明をお聞きしたいとお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議 長 西山村長。
- ○村 長 尾立議員さんの更別スーパービレッジ構想の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

更別スーパービレッジ構想の推進普及と村民理解をいただくため、村民説明会や行政区

懇談会、広報や新聞、テレビ等様々な手段で広報活動を行い、現時点でのID登録者数は497名で、少しずつではありますが、サービス利用者数も増えております。各事業の内容につきましては、多くのサービスを包括的に提供するものとして、村民の皆様にご説明をし、サービスごとの説明、チラシの配布等を行ってまいりました。ご指摘の構想全体の具体像を伝える機会の少なさにつきましては、現在も村民の皆様からの構想の難しさ、デジタル化が難しいといったご意見もありますことから、分かりやすく丁寧に説明を行うよう引き続き構想の説明機会の充実を図ることとしたいと思います。昨年度の事業では、システム構築がなされましたが、未運用となっておりました行政サービスとしての施設予約、電子申請サービスでありますけれども、早期にサービスを提供できるよう関係者と協議し、運用の開始を行っております。昨年度からの継続事業につきましては、現在も村民のスマートフォンのシステム操作性や閲覧しにくい点、スマートフォンの通話機能を追加するなど、課題解消に向け、改修が終わり次第システムの提供をしております。また、規制の緩和からロボット配送車の改修はできず、サービスが提供がされておりません。冬季の運行課題もありますことから、ロボットの改修が終了次第実施を行いながら、永続的なサービス提供に向けて事業推進を行う考えであります。

今後のサービス展開につきましては、本年度作業中でありますマイナンバーカードを活用したサービスの構築を行っているところであります。具体的には商工会とも連携したデジタルを活用したポイントサービスの提供、診療所の待ち時間の長さを改善するもの、インフルエンザワクチンの接種と発熱外来の予約枠の確保システムでのサービス拡充、各医療機関と救急隊が服薬データ等を共有ができ、救急時対応の即時性を向上させるサービス、コンビニでの住民票等が取得でき、また役場窓口で書くことなく転入、転出といった窓口での手続が可能となるなど、これまで村民の皆様からいただいた声を具体化、改善を行い、デジタルでの利用ができるよう作業を、今、鋭意進めているところであります。

サービス提供から1年が過ぎ、住民アンケートの調査等からも多くの意見をいただいて おります。村内企業との連携によってサービスの充実が図られ、地域活性化と村民ニーズ に沿ったサービスの拡大によって、都会と地方との情報化の格差是正を行ってまいります。

本年度よりソーシャルナレッジバンク合同会社がサービス提供主体として運営を行い、 本村における地域デジタル化の中心的な存在として、また更別スーパービレッジ構想の推 進を図る村内企業として事業を支えております。村民への説明や安心して安全なサービス が使えるように運用することは無論でありますが、集まった多くの企業のノウハウが本村 で展開をされ、多くの村民が利用するデジタルサービスとして、村民の利便性を向上して いくことが重要となると考えております。

全国でデジタル化の急激な波が起きております。本村でもサービス提供の際の周知の課題や高齢者のデジタル普及課題を解決しながら、スマートフォンやデジタルを活用した村民の利便性向上に努め、誰一人取り残されないデジタル化に向け、更別スーパービレッジ構想を推進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 ご答弁ありがとうございました。更別スーパービレッジ構想の進捗具合 について丁寧にご紹介いただき、ありがとうございました。様々なメディアで話題として 取り上げられていることをお聞きして、喜ばしい気持ちが込み上げてまいります。都会と 地方の情報化の格差是正への注目、また、取組内容からは、待ったなしのデジタル化から、 村内においても格差が広がらないようにと配慮されていることが伝わるご答弁でした。以下、続けて提案と村長へのお願いをお伝えしたいと思います。

更別村が補助金の交付を受け、これから日本国が全国で推し進める情報化の地方版モデルを構成するのでしたら、例えばですけれども、議会の進行においてもアイパッドのようなタブレット端末を使うなど、この現場のデジタル化があってもよいのではないかと考えます。見えるというのは、村民の方に対するアピールにもなるかと思うのです。個人的な体験ですが、大学講師として教室でアイパッドを1人1台使って講義を行うという外国語授業は10年以上前に行いました。それから、小学校、中学校で1人1台という端末利用ももう始まっているのではないかと考えます。そういうことを考えますと、大量の紙束、もちろん紙で見るほうが見やすい部分もありますけれども、この議会の現場にもタブレット端末のようなものが使われて、議会資料の整理、配付、あるときの閲覧というようなことについてもデジタル化の取組の一つとしてお考えいただくことは他の町村の前を進むモデル地区たらんとするなら重要な課題ではないのかなと、これは提案です。

その一方で、チラシなどで案内されていることについてもご質問させていただきたいと思います。これは温泉で見かけた、あるいはお話を聞いたりしたのですけれども、ソーシャルナレッジバンクの事業として、ひゃくワクのカラオケと並ぶメニューでマージャンなどがあります。大変人気というふうにお聞きしています。ただ、国からの補助金事業としてはどのように位置づけられているのかと、村内であれと思う方もいらっしゃるかもしれません。他方で収穫祭では、電動キックボードのような新しい移動手段がディスプレーされていたという話もお伺いしています。さらに、先日配られた更別村脱炭素の取組を紹介する案内状でもこの脱炭素のフレームに更別スーパービレッジ構想が加えられて書かれていたことを記憶しています。こういうふうにばらばらにマージャンとか電動キックボードとか脱炭素とか並べると、何だか分からなくなると思うのです。この辺りのところは、でも多分ちゃんと大きな太い柱でプロジェクトを組んでいらっしゃるかと思いますので、それぞれどのように全体のプロジェクトとその中の位置づけを置いていらっしゃるのかについて、村民の皆さんに対して今後の取組、説明会この後あるというお話でしたが、今の段階である程度見えるものが説明がありますと疑問を感じられる方などに対していい情報提供になるのではないかと考えます。

また、重ねての質問となりますけれども、ソーシャルナレッジバンク、ちょっと難しい 片仮名かと思います。ソーシャルナレッジバンク合同会社がサービス提供主体となってい るとのこと、マージャンのほかにもいろいろな活動があると思います。どのような活動を 展開していくのでしょうか。更別村は、まず委託主体であって、それから業務執行社員で、 おのおのの民間会社と並んで出資主体として合同会社の構成員とはなっているということ です。事業についてそうであるならば、村民に伝える役割、チェックとか情報開示の意味 も含めた説明の責任を負うということもあるのではないかと考えますが、ソーシャルナレ ッジバンク合同会社の具体的な活動についてお聞かせいただけませんでしょうか。

以上、私からのお願いと提案をお伝えいたします。よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

村長、ちょっとその前に、タブレットについては、タブレットの、今、質問出ましたよね、尾立さんから。その件については、議会なりで、今、協議がまだ整理されていませんので、それを踏まえた答弁でお願いします。

長 肝に銘じて。はい、わかりました。今、ご提案等いただきました。議会のデ ジタル化ということについては必要だというふうに考えております。具体的に担当という のですか、推進室にも、何とか、今、皆さんは資料を持っています。例えば私が出て、そ して皆さん文書をめくってこうやってするのですけれども、できれば、前にちょっとまだ あれですけれども、皆さんのところにそういうものがあって、端末があって、あるいはP Cでもいいですけれども、あって、画面に出てくる、あるいはここに提案、例えば皆さん 方が一般質問するときに資料を提示したいときにはここに映りますよ、というふうな形で、 そういうふうな議会のいろんな形で紙媒体を使わないのは当然必要だと思いますし、これ は早期に実現しなければいけないと思います。今、議長さんからもありましたようにアイ パッドも議会の議員さんの中で議論をしていただいて、必要と判断されれば我々も直ちに 対応していきたい、というふうに考えていますので、昨今、女性の議員の方も増えて、例 えば産休に入られたら一般質問が自宅からウェブでできるという、あれ大変すばらしいこ とだと思うのです。だから、例えば都合によって出れない場合とか、でもほかのところな ら参画できますよ、というようなこともこれもあってもいい。条例等の改正は必要だと思 いますけれども、議会でのそういうものは必要ではないかなというようなことを考えてお りますし、積極的に取り組んでいくべきだというふうに私も思っております。ご提案あり がとうございました。

2つ目ですけれども、いろんなチラシがあるわけですけれども、今、指示しているのは 全体像が見えにくいから、例えば脱炭素も全部そうですけれども、全体として今、いろん なことに取り組んでいます。行政のDXから脱炭素から交通手段の確保とかいろんなこと やっていますけれども、そういうものが全体として網羅できるような形での何かチラシと か、マスコミの方にもちょっとお願いをしていますけれども、そういう形で村の取組を取 り上げてくれないかということでお願いをしています。その辺は村民の方に周知もしたい ですし、ホームページで毎週ソーシャルナレッジバンクの今週はこのサービスはどこで誰 が受付をしてやっています、というのは全部項目で出ていますけれども、村民の方にホー ムページを必ずのぞいてくださいと言うわけにいかないので、1週間の動きは私はそれで全て会社の動きは分かるのですけれども、その部分せっかく地元の企業さんも入っていただいてやっていただいているということもありますし、官民一体となったいろんな事業が必要だというふうに思っていますので、その辺はやっぱり周知を図るとか、より透明性の高いそういうような運営とか、ソーシャルナレッジバンクの活動についてもそういうふうなことできるようにしていきたいな、というふうなことを思っております。この辺については、るる、改善のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

- ○議 長 4番、尾立さん。
- ○4番尾立議員 ご答弁ありがとうございました。全体像が見える形がこれから伝えられるというのは、できたら議会のこの場で、ある程度今の段階で見えるものが議会を御覧になっている方、あるいは、後から議事録を御覧になる方に対して伝えられたらと思ったところですけれども、時間がかかるということですので、ではちょっとお待ちすることになるかと思います。ぜひ素通りしているのではないかと思う人に対して、そうではなくて非常に大きなアンビション、野心でもって組立てをしていって、日本国の中の都市と同じことが地方でもできるということのモデルケースとしての力量を発揮していく更別村ということをアピールしていただければと思います。

私のほうからは以上で終わりにしたいと思います。

- ○議 長 1番、太田さん。
- ○1番太田議員 では、通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思います。

質問事項は、これからの町内会と行政の関わりについて。村内の各町村では、高齢化による役員の成り手不足が生じ、行政から依頼される仕事に苦慮している場面が多く、「配布物を任されても配れない」「行事、活動に参加できない」「パソコンを使う文書作成や会計処理ができない」など、様々な問題が生じています。地域によっては会員数が多いところもあり、班を分けていても役員の苦労は多いと聞きます。また、活動に意義を感じられないなど入会を控える傾向もあり、会員負担はさらに増え、深刻な事態になっています。町内会は、地域のために任意で活動を募りますが、行政から依頼される仕事も多く、行政が主体となり、解決すべきことがあるのではないでしょうか。また、スーパービレッジ構想でも進めるコミュニティナースやデジタルツールを活用し、以下のことにも対応していく必要性を感じますが、お考えをお伺いいたします。

1つ目、広報配りは、高齢者との触れ合いや見守りを含め、コミュニティナースを活用 してはどうか。広報は既にデジタル化されているので、さらに閲覧しやすいように改善し、 配布は希望者のみにすべきではないか。

- 2、町内会費など金銭の回収は、行政が主体となり、引き落としができるよう手助けし、 電子決済も幅広く確立し、進めるではないか。
 - 3、役員の連絡についてオンラインツール (ライン) 等を使い、仕事の効率化を図るべ

きではないか。スーパービレッジ構想でスマートフォンを利用促進しているが、町内会活動に特化した講座を開き、効率化を進めてはどうか。

4、行政区の再編を図るため、町内会役員の方々を含め意見聴取をし、課題を洗い出し、 年齢層、適正人数も検討した中で進めてはどうか。

以上、課題解決に向け提案も申し上げましたが、考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんのこれからの町内会と行政の関わりについてのご質問にお答えをいたします。

各行政区の町内会への加入状況でありますが、11月末で市街は9地区743戸となり、多い区は曙町114戸、少ない区は錦町37戸になっております。また、上更別地区は、1地区47戸になっております。農村部は14地区338戸となっており、多い区は更別区42戸、少ない区は更生区14戸になっております。住民登録世帯は、転入、転出により毎月の変動があり、2世帯住宅もあるため単純計算はできませんが、町内会の加入率は市街地81%程度で年々減少傾向になっております。特にマンションや単身者世帯が多い行政区は、66%程度の低い加入率になっております。

加入者減少の原因といたしましては、ここ数年の新型コロナ対策の影響でもありますが、インターネットやスマートフォン等の普及により生活が便利になる一方で、人と人とのつながりが希薄になっていることも原因の一つとして考えられます。また、根本的な問題は、町内会へ加入し、交流することへの負担増や役員業務への負担増など、町内会自体の意義が薄れてきていることだと思われます。また、少子高齢化が進み、町内会での活動や行政からの広報紙配布も難しいなどとの相談もあり、さらに隣近所のトラブルなど難しい課題も増加をしております。行政といたしましても様々な相談や要望を受けておりますが、個人間での問題やトラブルには介入できないこともあり、対応が非常に難しくなっております。

町内会の問題は、全国的にも大きな問題とされておりますが、近年では災害時の対応や 高齢単身世帯などの対策として自助・共助・公助が重要とされております。本村につきま しても同様となりますが、住民が安心・安全に住み続けるためには行政区、そして住民相 互が助け合う自助・共助が重要と考えておりまして、まずは当然のことでありますが、行 政も住民と共に問題を解決する公助が不可欠であると考えております。

ご質問の1点目のコミュニティナースの活用でありますが、本村におけるコミュニティナースの業務は、高齢者対策として保健福祉あるいは医療、そのほかデジタルの普及促進を主体として取り進めております。そのため、配布物を委託する場合は新たな業務ということになりますけれども、全ての配布物とするか、また高齢者のみか、希望者のみか、配布方法やその管理、さらに委託業務としての実施が可能か、委託費用の財源は個人負担とすべきか、他の行政区との公平性など、多くの課題が考えられます。行政からの配布物は、様々な情報を届ける重要なものであり、配布漏れがないことが必要とされます。現時点に

おきましては、コミュニティナース本来の業務を確保、充実をしながら、今後の課題として委託業務の導入も含めて検討に努めたいと考えております。

第2点目の町内会費などの回収であります。金銭につきましては、行政区が自ら管理すべきと考えますが、ご提案のとおり、町内会費の集金方法であれば口座からの自動引き落としなどで毎月の支払いにも対応可能と思われます。各行政区ごとに問題は異なると思いますので、課題等を整理の上ご相談いただければ対応に努めていきたいと考えております。

3点目のオンラインツールと町内会活動の講座による効率化であります。スーパービレッジ構想では、スマートフォンの利用促進が課題となっており、デジタルを利用した業務の効率化が重要と考えております。オンラインツールは多種多様で、村が推奨するものにもありますが、現在実施をしているスマートフォン講座でもラインの講習を行っておりますので、ご参加いただくことも可能であります。また、村から貸与できるスマートフォンを町内会で活用いただくこともその利用促進に寄与できるものと考えております。町内会活動におきまして、行政区や住民がどのような説明会や講座を必要とされるのか、意向調査や開催方法を含めた検討に努めたいと考えております。

第4点目の行政区の再編についてであります。近年宅地分譲が進みまして、行政区ごとの世帯数にばらつきが生じている事態はあります。高齢者の増加、単身者世帯を含めこの問題を再編だけで解決することは難しいと考えております。根本となるものは、町内会の意義、必要性が住民に浸透すること、そして自助・共助・公助による助け合いが推進されなければ問題は解決できないと思われます。窓口において転入手続時に個別説明をしておりますが、今後につきましても周知の徹底やさらに意識啓蒙や相談対応などを実施し、町内会加入の促進、問題解決に努めたいと考えております。また、行政区の再編につきましても意識調査や年齢層、適正人数等を考慮した上で検討を進めたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、村長の答弁でもあったとおり、戸数に関しては相当なばらつきがあったり、年々加入率が下がってきて、そういったことにコロナ禍の影響もあって、またはインターネットの普及にもよって入る意義が感じられないなど、本当にこれは社会問題、 更別だけではなく、全国どこの町村を見ても同じ課題を持っているのだな、というのは私も認識しております。

村長の答弁の中に行政区の再編について、まず、これは、できることからやろうではないか、というような答弁ではないかなと思っております。簡単なことではないけれども、まずは意向調査や適正人数、適正人員を含めた中で検討を進めていきたいということだったので、その再編に向けて、村長、行政は公助の部分、住民はもちろん、自助・共助の部分だと思うのですけれども、行政として公助の部分は何ができるか、ということをやはり今後詰めていかなければならないのかなと私は思っております。その中で、私はコミュニティナースの活用、もう一つは集金、口座の引き落としということについて、3つ目には

その中で弊害が訪れる高齢者のオンラインツールについての公助の部分3つに対して、私は村長に質問して、提案もした次第なのですけれども、まずは町内会活動、この集金については積極的な答弁をいただいて、何とか相談に乗ってくれれば行政側も手助けしていくよという言葉をいただいたのですけれども、ぜひとも班長や区長さんにも相談してね、こういったことをやっていこうと推進していきたいとも思っているし、苦労をなるべくかけないような形ということで村側も寄り添う形をぜひ区長さんや班長さんにも話をして、話を進めていってほしいなとまずは1つ思います。

2つ目に、コミュニティナースの活用なのですけれども、コミュニティナース、現在も いろいろな方面で高齢者と触れ合いながら進めていると思うのですけれども、私も先日コ ミュニティナースの方にちょっと話聞かせてもらって、どういうこと課題に感じているの ということを話したら、きっかけづくりと必要な場所にどうやって自分たちが選ばれてと いうか、その必要な人のためにどうやって行けるかということがやっぱり中心だったかな と思うのです、この課題の中に。だから、そのきっかけづくりとして広報活動というのは、 もちろんいろいろな広報の業務というのはあるのだけれども、やり方一つにしてもみんな に配るのか、高齢者が多いところに配るのかとか、いろんな課題はあると思うのですけれ ども、その話をコミュニティナースの方にしたときには、すごくいいと思いますと。なぜ なら、いきなり知らない人、コミュニティナースですと言ってピンポンとやっても、何か の勧誘だと思われると。でも、そうですよね。逆に考えてみたら、いきなり知らない男の 人と女の人にピンポンとやられて立たれていたら、不審で、まずはそこから拒否が始まる と思うのです。だけれども、広報を片手に町内の活動でどうですかとか、ましてや班長で やっている高齢者の方の業務を助けてあげていると思ったら、親切な人だなというところ が入ると思うので、公助の部分でも広報配りというものはかなり価値があるというか、い いものだと思いますので、ぜひ検討を進めていってほしいなと思います。

ほかに委託業務の中でも訪問事業、保健福祉課の事業なのですけれども、これを委託していると。これコミュニティナースの方は大変喜んでいました。訪問する何かの用事があって、きっかけがあって行けることというのは、やはり受け入れてもらいやすいということにつながるので、ぜひ何か訪問事業のようなことがあれば、横へのつながりというか、そこから人がつながっていってというつながりができるので、その辺は本当に助かるなということをおっしゃっていました。そのほかに委託業務としては、ひゃくワクサービスのマージャン一緒にやるだとか、配食一緒にやるとか、日常で出会える場面をきっかけとして活動範囲を増やしているのだなということもありますので、このコミュニティナースの広報配布ぜひ前向きに検討していただいて、現場で働いているコミュニティナースの事業の負担になり過ぎないように、そして事業の目的、趣旨であることを達成するためにぜひ活用していただければなと思っております。

それで、私、昨日ちょうどコミュニティナースの人に話聞こうと思って、さららですか、 サテライトオフィス、あそこに行ったら、高齢者の方が40人ぐらい来ていらっしゃったの です。そして、どうしたの、今日はという話になって話していると、昨日、今日の話で、自宅にお伺いしている高齢者の男性の方から何かそういうカフェみたいなのできたらいいよなということで、コミュニティナースの方が行っている家の人たちにどんどん、どんどん声かけて、横のつながりで二、三日で40人ぐらい人が集まったというのです。やはりそれってある程度の需要があることだし、そういうことを求めている人が一定数いる、ということがすごく分かって、そして活動している実績が出たことは大変喜ばしいことだなと思います。その中で、やはりコミュニティナースの話を聞いていると、さらにもっと自分たちはどんな仕事をしたらいいのかということで使命感に燃えているところもありますので、ぜひ行政側もこのコミュニティナースのやる気というものを手助けしていただければいいのかなと思います。

さらに、3つ目の公助の部分、オンラインツールを使ってはどうかということで、今、 ソーシャルナレッジバンクのほうでもスマートフォン講座とかいろいろやっていると思う のですけれども、高齢者の方、ただでさえデジタル関係使うの難しいなと思うところもあ ると思うのですけれども、なぜ使えないかといったらやっぱり必要ないから使えないので す。では、今、高齢者の方でスマホ持って簡単に必要のあることって何だといったら、ユ ーチューブの動画見て、好きな人の昔の歌聴いたりだとか、そういうことがメインで覚え やすいらしいのです。だけれども、こんなふうにライン送って、こういうふうにとかと言 ったとしても、そのときは何となく分かったよと思うけれども、自分たちが必要としなけ れば、やはりそのツールって使わないのです。僕たちで考えてもそうですよね。では、イ ンターネットってユーチューブのためだけにあるのといったら、全くそういうわけでもな い。使い方は無限大のように、調べてよし、検索しても何してもよしという状態のすごく いいツールなので、そのツールを地域住民が抱える町内会の話題と、それを、今、行政が やっているスーパービレッジの構想と掛け合わせてやっていけば、そのツールはやっぱり 生きたツールになると思うのです。その生きたツールにするための特化した講座を開くべ きではないかと。今、現時点でやっている講座はいろいろあるけれども、ではそれが本当 に村民に必要とされているものなら、お年寄り多分覚えていけると思うのです。でも、現 状としては自分の趣味の部分で、昔の音楽聴いて、昔を思い出したな、わくわくしたなと いうところで今はまだ止まっている状況だと思いますので、この村民の持っている課題で、 公的に公助として行政側が寄り添える部分というのを併せたツールということで講座をぜ ひ進めていってほしいなと思うのですけれども、改めてこの再編の在り方、コミュニティ ナースやオンラインツールの在り方について村長に答弁を求めたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さん、いろいろとご提案ありがとうございました。コミナス、集金、 オンラインツールということで、3点それぞれ切り口を授かりまして、お話伺ったわけで すけれども、集金については本当に、今、口座開設であるとか、キャッシュレスまではい きませんけれども、そういうような形でできるような方向でしっかり考えていかなければ いけないのかなと。集金も非常に区長さん、班長さんの負担になりますし、今日提案した 内容とか取組については、行政懇談会、農村地区はほぼ全地域やりますので、1月から始 まりますので、このときにまたこちらから報告をさせていただきたいというふうに思って おります。

コミュニティナースですけれども、私も昨日行きました。もうリタイアというか、仕事 をリタイアされた方が趣味がコーヒーを入れることだったので、コミュニティナースがき っかけをつくって、サテライトオフィスさららでやったのですけれども、私も行きまして つかまりました。おばあちゃんたちに、わあと集まっておられたので、本当に40人、昨日 すごい人数が押しかけていて、サテライトオフィス満杯だと思って、すごい状況になって いましたけれども、当然私が座ったら、スマホの使い方よく分からないので、ちゃんと便 利なようにできるようにしてよというような形で、議員さんがおっしゃったとおりです。 今、いろんなIDとかあるけれども、中に入っていくのすごく苦労するのだと。発行して もらうのはいいのだけれども、ではこれでどうなのといったら、今はまだ完成していない ところが例えばそれで病院の予約ができたり、混雑状況が把握できたり、クリックするこ とによって自宅にも車が迎えに来る、送ってくれるというようなところまでほぼ出来上が ってきている状況ですけれども、申請もそうです。いろんなコンビニ申請とかもあります けれども、スマホからできる。その便利さとか、そういうものが必要とならないと、太田 議員の言うとおりです。だから、そこのところで、もう一つは通話の部分がないとできな いということで、今、通話ができるように改修をしております。その部分で再度アプリを 入れて、簡単な、それに向けた講座というのですか、そういうものも必要だと思いますし、 本当に何回回ってもらったか分かりませんけれども、高齢者のところには何回も行ってい ただいて、保健福祉課が要支援の方とか病院で見回りをしなければいけない患者の方とか、 そのはざまにいる方をコミュニティナースは回っていただいて、多分3回ぐらい全部のお 年寄りのところ回っていると思うのですけれども、非常に我々が手が届かないところを見 ていただいている。もちろん社会福祉協議会の皆さんもすごく頑張って、本当にありがた いというふうに思っていますけれども、そこの部分で広報、あるいは村のそういうような ものを伝えていただく。実際に課長が作ってくれた資料の中には、例えばクロネコとかい ろんな形で、そういうところも配布しているところもあるのです。そのときの例えば委託 したときの料金がどのぐらいの料金体系があるのか。もしコミナスに委託して料金を払う とすればどうするのか、あるいはそれを込み込みにして、今のデジタル田園都市国家構想 の中のひゃくワクのサービスの中にもそういうものを含めるというようなこともいろんな ことで、今、模索をしておりますので、その部分大いに活用して、彼ら使命感に燃えてい ますので、昨日本当にすごく久しぶりにおばあちゃん、おじいちゃんに会って、全然帰れ ないぐらいしゃべって、ほとんど何とかしろという要望だったのですけれども、やっぱり しっかり聞かなければ駄目だなと思って持ち帰ってきましたけれども、そういうことは、 今、太田議員さんが言ったようなところは必要だというふうに思います。オンラインツー

ルも含めてやらなければいけませんし、再編は、今、44戸ですか、区画の分譲地始まりますけれども、その辺の再編等も、また、構成の戸数が減っているところもあるから、そのところも含めてきちんと考える時期に来ていると思うのです。だから、その辺のところを地元の方の要望とか意見しっかり聞いて、適正に公平に、問題は町内会で活性化するというのが大事だと思うのですけれども、みんなで助け合うという共助、自助の世界も、そこに我々も入っていけるようにしっかり再編の検討も見据えてやっていかなければいけないというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 まず、行政の再編については、今の村長の答弁にあったとおり、これからの花園地区も含め、片や多かったり、片や少なかったり、片や高齢者が多過ぎたり、片や若者が多過ぎたりということで、課題は共通で認識していただいていると思いますので、今後の年明け、行政区懇談会等でさらに話を聞いて、課題あるところはどんどん村が吸収して、できることから公助の部分で助けていってあげてほしいなと思っております。

コミュニティナースに関してもいろんなところに顔を向けていって、昨日40人ぐらいの来てくれている方って割と親しみやすいというか、よく来たね、みたいな感じでという方がいらしてくれていたのかなと思うのです。だけれども、やはりその中に来ていない方というのは、どうしても内向的で、家の中に閉じ籠もって、何となくピンポンと来たら、誰か来たのだとちょっと警戒心の強い方なのかな、というところもあります。そういうところを広報配りという面で、広報も配る、班長や区長さんの手助け、行政区の手助けにもなって、そして村が進めるスーパービレッジ構想の中でもお年寄りとの触れ合いがしっかりつくれてという一石二鳥になるような取組はどんどん進めていってほしいと思いますし、コミュニティナースは高齢者だけではなくて、子どもともしっかり関わりも持っていきたいということも話していましたので、まさにこれこそ広報配りしておけば高齢者のみならず若い人のうちに行って、子どもが出てきたらこんにちはと、何か学校で困ったことないのなんていう話からも横の幅がつながっていくと思うし、おじいちゃん、おばあちゃんの話が聞けたり等もしたりすると思いますし、ぜひともコミュニティナース、やる気を全面的に生かしていってあげてほしいなと思います。

オンラインツールで、村長もおっしゃられたとおり、キャッシュレス、電子化していくことが今後確立していかなければいけないよねという話なのですけれども、本当にこれは今すぐどうこうという、今すぐできればそれにこしたことないのですけれども、やはりなかなか難しい面もあると思います。だけれども、このスーパービレッジでデジタル化を通してキャッシュレス化というものは、僕は必須だと思っています。今しかある程度お金をかけてできないキャッシュレス化を推進する時期だと思うし、やらなければいけないことで、結局はこれは今は町内会の話からキャッシュレスなんていう話になっていますけれども、商店街だってやはりこのキャッシュレス化が進んで、さっき同僚議員の中ではどんぐ

りスタンプに代わるオンラインのポイントカードみたいな話もされていましたけれども、 それは村民の中でポイントためて、村民で使ってくれる、一番これにこしたことないですけれども、どうしても時代の流れの中でキャッシュレスというのは全国どこでも使えて、 更別でできたポイントもほかで使えて、ほかでできたポイントも更別で使えてというのが 究極の理想だと思います。でも、その中でこれは更別でやっている事業だからと思って、 更別だけのポイントにするとか、そういうのはある程度規制があるのかもしれないけれど も、割とちょっとナンセンスなところがあるかなとも思いますので、国の事業を使って考える事業というのはありますけれども、やはりこのデジタル社会に関して幅広く時代は変わっているということを見据えた中で、キャッシュレスを通して商工業、更別の村民にとって有意義になるものにしてほしいなと思います。

ちょっと町内会の話から脱線しましたけれども、この再編は進める、オンラインはどん どんこれからもいい事業、講座についてやっていくということで答弁いただきました。コ ミュニティナースもこれから様々な問題はあるけれども、やはり検討して推し進めていく という前向きな答弁をいただきましたので、私はこれで質問を終わらせていただきたいと 思います。どうもありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第6 議員の派遣の件

○議 長 日程第6、議員の派遣の件を議題といたします。

議員の派遣の件につきましては、お手元に配布しましたとおり、村づくり懇談会、中札 内村議会議員等研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布しましたとおり、村づくり懇談会、中札内村議会議員等研修 会に全議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第7 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第7、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会からごみの減量化・リサイクルの取組状況について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。 したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。 したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和5年第4回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時20分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年12月14日

更別村議会議長

同 議員

同 議員